

平成30年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

平成30年3月6日

京都府相楽郡笠置町議会

平成30年第1回（定例会）

笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成30年3月6日 火曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時及び宣告者	開 会	平成30年3月6日 9時35分		副議長	松本俊清		
	散 会	平成30年3月6日 15時45分		副議長	松本俊清		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 1名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	×	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	建設産業課 長	石川久仁洋	○	
	副 町 長	青柳良明	○	人権啓発課 長	増田好宏	○	
	総務財政課 長 兼 企画観光課 長 兼 会計管理者	前田早知子	○	地方創生担当参事 兼 保健福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	企画観光担当課長	小林慶純	○	税住民課長	由本好史	○	
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局 長	穂森美枝	○	局長補佐	藤田利則	○	
会議録署名議員	1 番	西 岡 良 祐		2 番	西 昭 夫		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成30年第1回笠置町議会会議録

平成30年3月6日～平成30年3月16日 会期11日間

議 事 日 程 (第1号)

平成30年3月6日 午前9時35分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第1号 平成29年度笠置町一般会計補正予算(第8号)に伴う専決処分の承認を
求める件
- 第5 承認第2号 平成29年度笠置町一般会計補正予算(第9号)に伴う専決処分の承認を
求める件
- 第6 同意第1号 笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第7 議案第1号 笠置町国民健康保険条例一部改正の件
- 第8 議案第2号 笠置町国民健康保険税条例一部改正の件
- 第9 議案第3号 笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正の件
- 第10 議案第4号 特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件
- 第11 議案第5号 笠置町組織条例一部改正の件
- 第12 議案第6号 笠置町職員の公益法人等への派遣に関する条例制定の件
- 第13 議案第7号 笠置町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件
- 第14 議案第8号 笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件
- 第15 議案第9号 笠置町多世代交流施設設置及び管理条例制定の件
- 第16 議案第10号 和解及び損害賠償額の決定の件
- 第17 議案第11号 損害賠償額の決定の件
- 第18 議案第12号 損害賠償額の決定の件
- 第19 議案第13号 損害賠償額の決定の件
- 第20 議案第14号 損害賠償額の決定の件
- 第21 議案第15号 相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変
更の件
- 第22 議案第16号 平成29年度笠置町一般会計補正予算(第10号)の件
- 第23 議案第17号 平成29年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件

- 第24 議案第18号 平成29年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件
- 第25 議案第19号 平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件

開 会 午前9時35分

副議長（松本俊清君） 皆さん、おはようございます。

本日は、議長の杉岡義信君がインフルエンザのため欠席しております。よって、副議長の私が議長の職を務めます。議会運営に御協力をお願いします。

本日、ここに平成30年第1回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について、慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成30年3月第1回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

副議長（松本俊清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番議員、西岡良祐君及び2番議員、西昭夫君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いします。

副議長（松本俊清君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 異議なしと認めます。会期は本日から3月16日までの11日間に決しました。

副議長（松本俊清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

1月17日、ANAクラウンプラザホテル京都にてトップセミナーが開催され、正副議長が出席いたしました。

2月22日、平安ホテルにて京都府議会・市町村議会正副議長合同研修会が開催されました。「平成30年度の地方財政運営について」と題し、京都府山田啓二知事の講演を受けま

した。これに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により、議員派遣を行いました。

なお、議会運営上、今定例会において不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 本日、ここに平成30年第1回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

ことしの冬は、各地で記録的な降雪を観測するなど、不安定な天候が続いております。また、インフルエンザの発生も12月から長引いており、議員の皆様には体調管理に十分御留意いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、町政の状況につきまして御報告させていただきます。

現在、笠置こいの館に隣接して建設中の多世代交流施設が今月末で完成し、新年度から稼働をいたします。平成28年度に策定いたしました笠置町まち・ひと・しごと創生戦略において掲げておりましたコンパクトタウン構想の中の事業で、未来を開き、暮らしを守り、世代を超えて交流いただける拠点施設として活用いただける施設でございます。ここを拠点に、住民の皆様には、安全で安心して生活しやすく、暮らしてみたいまちづくりを目指して取り組んでいく所存でございます。

続きまして、昨年度に制作いたしました住民参加映画「笠置ROCK！」につきまして報告をいたします。昨年3月の住民上映会など、各地で上映会を実施していただきました。ことし2月には岐阜県各務原市でも上映され、恵那市の笠置町の住民の方にも参加いただくことができました。同じ町名でもあり、恵那市の笠置町もボルダリングエリアとしても有名でありますので、今後、交流を進めていければと考えております。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、専決処分に対する承認2件、同意1件、議事案件は平成30年度の当初予算5件を含む24件でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

副議長（松本俊清君） これで諸般の報告を終わります。

副議長（松本俊清君） 日程第4、承認第1号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第8号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第1号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第8号）に伴う専

決処分の承認を求める件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額14億8,205万8,000円に歳入歳出それぞれ136万5,000円を加え、総額を14億8,342万3,000円とするものでございます。

平成30年4月8日に京都府知事選挙が執行されることが決定しましたので、その執行に係る予算について専決処分といたしました。御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

承認第1号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第8号）につきまして説明させていただきます。

12月7日に京都府選挙管理委員会が開催されまして、4月15日に任期満了となります。京都府知事選挙の投開票日が4月8日に決定されたことに伴いまして投票準備等が始まりますので、その執行経費を専決処分とさせていただきました。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

8ページ、歳出、2款総務費、4項選挙費、3目京都府知事選挙費でございます。総額136万5,000円を補正させていただいております。

今回、上げさせていただいておりますのは、3月末までの投票準備に係るものと期日前投票に係るものを計上させていただいております。

報酬につきましては、期日前投票の期間の投票管理者、投票立会人、職員手当につきましても、期日前投票に係る職員の立ち会い時間外勤務に係るもの等になっております。

賃金につきましては、各地区に選挙公報を配布いただくための賃金を5万9,000円計上させていただいております。

需用費につきましては、投票準備に係ります事務用品、それから投票用封筒等の印刷製本費でございます。

役務費につきましては、投票所入場券の送料、不在者投票に係ります通信運搬費等で6万3,000円を計上いたしております。

13節委託料につきましては、ポスター掲示板の作成、設置の委託に係っております。

14節使用料及び賃借料5万2,000円は、投票用紙の計数器のリース代となっております。

ます。

ページ戻っていただきまして、7ページ、これに係ります財源につきましては、地方交付税で4,000円、府支出金、委託金といたしまして、京都府からの選挙費委託金が136万1,000円、内示が来ておりますので、計上させていただいております。

以上、説明を終わらせていただきます。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回までですので、申し添えます。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。

この際申し上げます。全ての議案に対し、挙手しない者は反対とみなします。

承認第1号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第8号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、承認第1号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第8号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

副議長（松本俊清君） 日程第5、承認第2号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第9号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第2号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第9号）に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を申し上げます。

初めに、2カ月近い支払い期限があった中、2回も特別委員会を開催していただきました中でお伝えしてほしいしなければならないことを、期限前日まで御相談しなかったことで、このような事態になり、心からおわびを申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額14億8,342万3,000円に歳入歳出それぞれ447万5,000円を加え、総額を14億8,789万8,000円とするものでござい

ます。有限会社わかさぎに対する維持交付金として447万5,000円を計上し、財源はふるさと基金の繰入金を充当いたしました。

笠置いこいの館の12月以降の光熱費及び燃料費の支払いが滞り、3月1日に送電停止が講じられることとなったため、併設するデイサービスへの影響を鑑み、また燃料など納入業者の生活を圧迫してはならないなど、緊急に対応する必要があったため専決をいたしました。御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。企画観光担当課長。

企画観光担当課長（小林慶純君） 平成29年度笠置町一般会計補正予算（第9号）の議案の説明をさせていただきます。

先に、8ページをお願いいたします。

歳出で、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、19節負担金補助及び交付金として、有限会社わかさぎに対する維持管理交付金として447万5,000円を計上しています。

12月分、1月分、2月分の電気代と、12月分、1月分の灯油代の支払いが滞り、3月1日に送電停止の措置がとられることが判明いたしました。また、灯油代につきましても、3月以降の納入見合わせの措置も検討されることになりましたので、併設いたしますデイサービスセンターへの影響を鑑み、緊急に支払う必要が生じたので専決処分とし、支払いをさせていただきました。

電気代は、3カ月合わせまして359万3,539円、灯油代は2カ月合わせまして88万632円、総額で447万4,171円です。財源は、ふるさと基金からの繰入金を充当させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

まず初めに、一つお聞きしたい。

笠置町行政は、地方自治をどういうふうにご考えておられるのか。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 地方自治についてどう考えておられるかという御質問でございます。どのようなことを述べたらいいのか、ちょっとわからない部分もあるんですけども、行政と執行部と議会が二元代表制のもと、行政が執行権を持っておりますが、議会がそれをチェックしていく、そういう体制が地方自治の根幹であると私は考えております。

副議長（松本俊清君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

私たち議員が1年生のときに配られる議員必携、議員必携の中には、一番初めに、地方自治とは、地方のことをみずから治めることを意味し、国から独立して一定の地域を基礎とする地方公共団体が、住民の意思に基づいて、その事務を処理することをいう。この2つの要素を別の側面から見れば、団体自治は地方分権の原理を示し、住民自治は民主主義の精神をあらわすものと考えられるが、一般的には住民自治が地方自治の本質的要素であり、団体自治はその法制度的要素であるといえる。住民自治が地方自治においてその役割を発揮するためには、団体自治が必要であり、逆にまた住民自治のない団体自治は真の地方自治とは言えない。その意味で地方自治のこの2つの要素は密接不可分であり、この両者を切り離して地方自治を考えることはできないとあります。

この考え方の中で、この専決処分を町長はどうお考えになられるのか。デイサービスのサービスを停止することはできない、これはみんながわかることです。

町長が今回とった決断、これは地方自治のこの二元代表制にどういうふうな意味があるのか、どう考えてこういう経緯に至ったのか、お聞かせいただきたい。

副議長（松本俊清君） 西村町長。

町長（西村典夫君） 地方自治の基本は、やはり住民の方の目線に立って、住民の方の気持ちをいつも大事にしながら行政を進めていく、そういうのが地方自治の基本であると考えております。町民の方の意見や考えを無視した、そういう地方自治はあり得ないことでございます。

今回、この専決処分をさせていただきましたことにおきましては、このような住民自治に鑑みますと、かなりかけ離れたものでございます。あってはならないようなことをやらざるを得ないことになってしまった私の責任は、はかり知れないと考えております。

今後、このようなことがない限り、やはり住民の皆様の声に寄り添いながら地方自治を進めていきたい、そのように考えております。

副議長（松本俊清君） ほかに。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

私から質問させていただきます。

まず、この専決処分されたのは、結果的にはいたし方なかったかなと思います。けど、この承認の文章の中に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたというこ

と出ていますけれども、この第1項の規定というのは、どういうことが書かれているのか、ちょっと言うてください。

副議長（松本俊清君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

地方自治法第179条第1項の条文を読み上げさせていただきます。

「普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない」というふうにならわっております。以上です。

副議長（松本俊清君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今、読み上げられたとおりでありまして、今回は多分、この「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかで」あったということを利用して適用されたと思うんですけれども、それであるなら、電気代は3カ月分滞納されているわけですよ。この間に2回かな、いこいの特別委員会も実施しております。その中で、そういう停止される事態にまでなっているというふうなことは一言も出ていませんね。特別委員会の中でも、この電気代の支払いというのは、10月、11月、12月と支出が、電気代を払っているように会計処理はなっております。多分、これは前月か前々月の分を後払いでやってきたんじゃないかなと推測されますけれども、そういうことを管理していたら、わかるはずなんですよ、これ。

電気を停止すると言われるまでほっておいて、そして専決処分すると、この行為が私はおかしいんじゃないかと思えます。先ほど、坂本議員のほうも、地方自治の基本的なことを述べよという質問も出ていましたけれども、そういうところじゃないんですか。

だから、本来なら、これ12月の議会で補正を出すなり、あるいはそれが間に合わなかったんなら、1月でも2月でも臨時議会を開いて、この補正の承認を願うべきじゃなかったんですか。それをせずに、とめられるようになってから専決処分でということは、この法的な緊急を要する場合に当てはまらないんじゃないんですか、これは。

これ、誰が責任をとるんですか、責任を。その辺、どういうお考えであるのか、町長、お願いします。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほども申し上げましたけれども、この2カ月の間に特別委員会も2回も開催している中で、こういうことが提起されなかったという点でございます。それにつきまして、私は担当の方に緊急的なものから支払ってくださいという指示をいつもしております。そういう資金繰りの中で思わぬ、通帳に入金したら、違うところに引き落としされた、そういうこともございまして、こういう事態になってしまったという経過もございます。

この専決処分につきまして、法的に根拠があるかということでございますが、その辺につきましては、法的な根拠に基づいて執行をさせていただきました。またこれについて、責任は私が負うのが当然のことだと考えております。

副議長（松本俊清君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

そういうことで、これ私、監査委員の立場としても、こういうのはちょっと本当におかしいですよ、これ、承認できませんよ、こういうことは。

それで、今後、どういう、これに対して対策を考えられておるんですか。これまた、今、灯油代も含めて450万程度の交付金を出しますけれども、この後ほんなら2月、3月、4月と、これどうして払えていけるんですか。今、特別委員会で、いこいの館の再建についていろいろ審議しているわけですがけれども、指定管理制度でやっていこうということで12月の議会でも一応承認なおるわけやから、その辺を早く進めないといかんのじゃないですか、これ。そこらの対策、どう考えているのか、それから指定管理制度の件はどこまで進んでいるのか、その辺をちょっと答弁してください。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 私たちの思いは、一日も早く指定管理者制度に移行していきたい、そのような思いでございます。これが一日一日伸びていくことによりまして、余計な負担が町にかかってきてしまう、そのような懸念を持っております。何としても早く指定管理者制度に移行していきたい、そのような強い気持ちを持っておりますので、その辺は御理解をお願いいたします。

今の支払い、この専決の後のこれからの運営につきましては、従業員一同頑張らせていただいております。その結果、どうしても支払いができないという状況になりましたら、補正を

お願いせざるを得ない、そのような状況になることもよろしく願いをいたします。

副議長（松本俊清君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

今、町長、追加の補正があるとおっしゃった。いつの議会でしたか、全員一致で否決があったときですよ。あのときに、もう補正は組まないと、赤字補填はしないというのが議会の判断やったと思うんですけれども、今、町長は真逆のことをおっしゃった。指定管理が一日一日おくれると、それは議会のせいではないんですよ。単純な話、こんなお金の支払いしかできひん人間らが行政に今おると。

それで、指定管理者制度を選定してくるのは、行政の人間なんですよ。行政の管理職が、2名ぐらいの外部組織の人たちと指定管理業者を選定するんですよ。そうですよね、行政。あしたとまるという電気代しかわからへんような執行部が、これから当面運営していく人間を決めるんですよ。このバランスの悪さ、わかりますか。常に悪いほうにベットしていかなあかんのですよ。お金って、投資なんですよ。人を応援するためにあるもんやと僕は教えてもらいました。このお金を、笠置町は分の悪い、大穴みたいなところにかけていかなあかんような投資になっておる、これが今の現状ですよ。

そら、デイサービスをとめるのは、もう著しく無理なことですよ。そのためにお金を投じるのは、いたし方がない。100歩譲って、いや200歩かもしれん。早く指定管理したいというような態度には見えん。わかりますか。指定管理が調ったら1,200万、今、町が上限で出しているのは1,200万ですわ。この1,200万のお金が、毎年毎年、行政が選んだ組織、議会が賛成した組織に毎年毎年支払われるわけですよ。そうやって、1,200万が決まった段階で、もう議会がなかなか突っ込めへんお金になっていく、民間事業者が主導していくお金になっていく、これを町の人たちも知るべきなんですよ。そこを丁寧に町も説明せんといかん。この背景があるから、僕らは慎重に、今、審議しているつもりなんですよ。

今回のこの専決処分は、明らかに二元代表制を無視したやり方なんですよ。そこだけ行政、きちんと討論、答弁すべきなんですよ。議会軽視ですよ、明らかに。これで味を覚えたら、また2回、3回繰り返すんですか。どこで約束するんですか、それを。そのきっちりした意思表示、やり方、示し方、それをきょうは説明せんと終わりませんよ。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 二元代表制のもとで、このような専決処分することにつきましては、こ

の二元代表制の根幹を揺るがすものだとも私も認識をいたします。このような専決処分を二度としないような、そのような行政運営をやっていかなければならないと思っております。

指定管理者の選定につきまして、行政的な目線で選んでいく、そのようなことはありません。その応募要項によりまして、応募要項の趣旨に沿った指定管理者を選んでいくというのが前提でございますので、行政的な目線で管理者を選んでいく、そのようなことはしてはならないと思っております。

副議長（松本俊清君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

いつもどおりですよ。余り答えになっていない。

募集要項を考えているのは誰ですか。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 募集要項の案につきまして、作成いたしましたのは行政側でございます。

それは案の段階でございますので、特別委員会におきましても、その案を提示させていただきまして、皆さんの御意見をを入れていきたい、そのように考えております。

副議長（松本俊清君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

何回も何回も委員会もやっていますけれども、議会のことを取り入れてもらったように思うことはないわけです。議会の声が行政の中に浸透しているようには思えない。

じゃ、なぜこの専決処分になるのか、また振り出しに戻るんですよ。これ、どこを切っても金太郎あめにならないんですよ。チクワみたいなもんですわ、どこを切っても中身がない。わかりますか、町長。

普通、どの面から見ても、確かな理由があったら、人間、腑に落ちて納得できるものなんです。地方自治の側面から見ても、二元代表制から見ても、誰が理解できるんですか、この答えを。さっき、言いましたよね、地方自治の仕組み。誰が理解できますか。そら、日本列島が腐るはずですよ、こんな地方自治ばかりなんやから。

町長は、元議員でもあるわけですよ。その町長が、全ての根幹を覆すような地方自治をやってどないするんですか。これ、全ておけているのは首長のせいですよ。京都新聞にうたったこともありますやんか、議会、住民に丁寧の説明すると。その丁寧さが欠けたから、あのときの補正予算が削られたわけですよ。皆さん、覚えていますよね。あのときにきっちり説明していたら、きょうという日は生まれなかった。違いますか。

この1年4カ月で、僕は何回苦渋の決断をしたんでしょう。いつが最後なんですか、いつが始まりなんですか。きっちり説明してくださいよ。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 何回も申し上げておりますが、今回の専決につきましては、やってはならないことだと考えております。住民自治というのは、先ほどから申し上げていますように、行政、議会、また町民の方が一体となって、みんなで作り上げていくのが住民自治だと考えております。この専決というのは、行政だけのものになってしまっておりますので、こういうことはもうやってはならない、このように考えております。

今まで、説明不足、思慮不足ということにつきまして、何回も指摘をいただいております。私といたしましては、私なりの資質をあるだけ説明させていただきましたが、その辺に説明不足、それは私の資質不足だと考えております。このようなことが起こらないように、さらに勉強をしていかなければならない、そのように考えております。

副議長（松本俊清君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

私自身は、どこかでは、今の経営状況の中では、お金の準備をしなければいけないという点では生じてくるお金だろうというふうには考えています。ところが、先ほども指摘がありましたように、この専決に至るまでの過程で落ち度がなかったか、問題がなかったかといえ、大変疑問を持たざるを得ないということです。

先ほどから、今後はないよということ言われているわけですがけれども、例えばほかの引き落としがされてしまったという事態もあったという話しされましたけれども、そうであるなら、今後どのような指導をするのか、引き落としのね、例えば業者の引き落とし日の順位をきちっとつけて、日付をつけて、計算をしっかりとできるように担当者に指導するというような具体的な話も聞かれませんでしたし、過去にも、私が業者の支払いがいろいろ滞っていくので、先にやはり何らかのそういった運営資金というものを丁寧に議会にも説明をされて準備されてはいかがかと、そういう趣旨の提案をさせていただいたときには、経営の中のやりくりで何とかしていきたいという話もされて、そういう中でこの事態ということになれば、やはり大変問題があるんじゃないかというふうに考えます。

先ほどから、二度とないよとは言われますけれども、そうした具体的説明もないという姿勢が大変問題として気になるわけですがけれども、もう一度きちっとした対策、発生した原因と、具体的にこういうことが起きないようにするにはどうしたらいいのかという点をき

ちっと回答いただきたいと思います。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） これからの資金繰りについてのお話だと思います。

先ほど来申し上げますように、緊急的なものから支払いをするように指示してまいりました。このことにつきまして、再度担当の方に、そういうことが起こらないように、きちんと入金、通帳に入金をしない方法も考えて、こういう資金繰りをきちんとやってくださいという、そういう指示をいたしました。そういうことで、これから対処していきたいと考えております。

副議長（松本俊清君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

要するに、入金して通帳の引き落とし、想定外のものが起きたという話だとは思いますが、ただそれはお金をもらって業務としてやっていることですから、単なるミスでしたでは済まない。例えば、今の中でも、原因を、しっかりとした詳細を議会に報告し、具体的対策を例えば報告書にまとめてさせていただくというような、そこまで踏み込んだ中身が本来あるべきではないかというふうに思うわけです。今のように、一般的に指導しますというのは、ほぼ中身を言っていないのではないかと、それでは困るということを私は述べさせていただいています。

それで、何度も同じような問題が繰り返されていると。さらには、滞納、特に電気というものは、当然シビアな、民間業者ですから、とめられる可能性が非常に高い。滞納が一回起こった時点で、やはり資金繰りをどうするのかというのを本来なら考えて、先々提案すべきであって、いつも、いわゆるわかさぎ交付金、今回も同じ形で出していますけれども、支払いがぎりぎりになって、もう待ってもらえないという状況にまで追い詰められてから議会に議決諮るというやり方をとられているわけですがけれども、そういうやり方自身がこういう専決せざるを得ない状況を招くのではないかと。もっと先々のことを想定されて、もっと早い提案というものを検討されるべきではないのかと、今のいこいの館の経営状況で何とかできる問題ではないというふうに私は思っているわけです。

もちろん、経営改善をして、できるだけ財政から出すお金を少なくするというのは当然目指すべき方向だとしても、この1年、2年の間でいきなり全く財政出動なしでできるということ自体、そういう想定自体が甘いのではないかというふうに考えるんです。

なので、これからもっと早い提案、ぎりぎりではなくてということを考えていただきたい

と。その点について、きちっと回答を求めたいと思います。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 先を見通して、先々をもっと早く検討して支払い計画を立てていく、そういう必要があろうかと思えます。先を見通した、そういう支払い計画をつくり上げまして支払いをしていきたい、そのように考えています。

副議長（松本俊清君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

向出議員のおっしゃっているとおりなんですよ。資金繰りだけで、これ今後やっていけるんかどうか、担当課長としてどうですか。資金繰りで、そういうことで、これやっていけるんですか。もっと根本的に対策を考えやんといかんのちやうかなと思うんですけれども、それで特別委員会もやっているんやから、きょうも、この議会終了後、特別委員会を開くということになっていますけれども、担当課長としてどうですか。今の状態、火の車で回っているような状態で、資金繰りだけで今後の専決、出ないようにやっていける自信あるんですか、どうですか。

副議長（松本俊清君） 企画観光担当課長。

企画観光担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えいたします。

私が10月以降行きまして、特に今回問題になっております光熱水費につきましては、やっぱり平均月270万以上がかかってきております。それに対しまして、フロント収入、物販、あと飲食の部分、それらを合計いたしまして、あと設備の部分、突発的な機械の補修、修理などをトータルいたしますと、現在、このような状況に陥っていますように、なかなか収益という部分では厳しいというのが私の見解でございます。以上でございます。

副議長（松本俊清君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 西岡です。

副町長、町長、担当課長がこのように言うているけれども、その辺どういうふうに把握されているんですか。どうも、私が見ていても、資金繰りでずっと今後乗り切っていくというのは難しいと思えますよ。今までもらっている収支の報告でも、10月から以降、毎月120万ほどの赤字が出ていますわね。どこかにこの120万円というのは、たまってくるんですよ。

これが、今回、たまたま電気代のほうに来ているかどうか、その辺ちょっと詳しいところまでわかりませんが、そういうことで担当課長は大変厳しいと思えますよ、これ資金

繰りをこんなん、やれ言うたって。そんなことで解決する問題じゃないと思うんですよ。そこらをもうちよっと、どういうふうに考えておられるのか、答弁してください。

副議長（松本俊清君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の質問にお答えさせていただきます。

また、その前に、今回、こういう専決を行うということに関しまして、ここに至る状況を的確に把握し、そして委員会あるいは議会の場で適宜御相談ができなかったということに関しましては、大変申しわけなく、責任を感じております。改めておわびを申し上げます。

先ほど、担当課長が申し上げましたが、やはりその日その日の入金、そして支払いの状況等、当然収支において支出が収入を上回るという状況が現在も続いております。この構造は、赤字の構造として、従来よりそう大きく変わっておりません。いろいろと努力をしながら収入確保、そして利用者の増加には日々努力をいただいておりますが、なかなか大きな金額の支出に対応できるような状況じゃございません。資金繰りで解決できるような問題ではないと認識をしております。

最終的に、決算を迎えた段階で、恐らくですけれども、金額的には十分まだ精査はできておりませんが、債務、いわゆる支出の超過ということで、収入で賄えない部分が出てくる可能性が非常に高いというふうに考えております。そういう収入で賄えない部分がどのような状況で出てくるかに関しましては、適宜議会のほうに、委員会のほうに御報告をさせていただきますながら、最終的に決算の段階で処理が可能となるように御相談、またお願いを申し上げますと、このように考えております。

見通しといたしましては、御指摘いただいているように、恐らく資金繰りで解決できない、最終的には債務というか、お金を支払わないものが相当金額として残ってくるという可能性は高いというふうに見込んでおります。以上でございます。

副議長（松本俊清君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町長、先ほど、先を見据えた資金繰りという言葉をおっしゃいましたけれども、10月以降、わかさぎの直営になったときに、従業員集めて、どんな話をされて、今までどんな施策を打たれてきたんでしょうか。最初の説明の中でも、今回の専決は業者を圧迫しないために緊急性があったとさっき言われたと思うんですけども、緊急性があったんは、いこいのほうですね。業者の経営を圧迫するのに緊急性があって支払わなければならないというのは、整合性がないですね。圧迫しないんやったら、滞納時点でもうおかしいですね。

それと、最後に一つだけ聞きたいんですけども、専決するのに説明すると言われたけれども、最初に聞いた金額とここに出てきた金額がまず違う、それを説明してもらいたいのと、あとほかの議員さんが持っている資料と僕が持っていない資料があるんですけども、その辺はどういうことなんでしょうか。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 10月から、最初に従業員の方につきましては、みんな集まっていたまきまして訓示を行いました。3月まで、とにかく頑張っていたきたい、基本に立ち戻って接客をしてほしい、また大きいものじゃなくても、小さなものでもいいから仕掛けをして誘客につなげていただきたい、そのような基本に立ち戻って、また新たな気持ちで頑張っていたきたい、そのようなことを話をさせていただきました。

業者に対する生活を圧迫している、そういうことにつきまして、これ以上その方の生活を圧迫してはならない、そのような思いで専決に含めさせていただきました。以上でございます。

（「全部答えてない」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 町長、全部回答されましたか。

（「これ、もらっていないですし、この説明も受けていないし、そこに出ている金額が違うことに対しても何の説明もないですよ」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 追加の資料に関してでございます。

ここで、こういうことを発言すべきかどうかなんですけれども、西議員におかれましては、ちょうどいこいの振興会館のところで仕事をされておりました、また夕方、資料を持って寄せていただきたい、そういう旨を申し上げましたところ、もうわかった、ええと、そのような言葉をおっしゃられましたので、そういうことになってしまった、そのようなことと判断しております。

副議長（松本俊清君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

それはちょっと、僕が何か認めたみたいになるんで、ここで反論させてもらいますけれども、最初は電気代、百二、三十万の額やったと思うんですよ、それで説明を受けました。それで——これ言っているんですか、このまま言っているんですかね——個別に説明してもらいました。そのときも、百二、三十万の電気代のことでした。そのときも資料はないです。

その後、多分、ほかの議員さんに聞くと、その後に出てきた資料がこの四百何十万かの資料やったと思うんですけども、僕はそれは見たこともなかったんで、この専決の資料で初めて知ったんです。僕にしたら、金額違うやないかとなるんですね。

ただ、駅前で、確かに言いました、住民に対してのサービスがとめられないんで専決処分をした、それやったら何とか賛成のほうには回りますと言いました。ただ、資料がないんで、町長がどういうふうに思われたかというのはわからないですね、金額的には説明されていないんで。そこだけは、町長の言い分に対しては反論しておきます。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 西議員に対しまして、わかさぎ維持管理交付金の中身を十分説明できなかった、しなかったということにつきまして、おわびを申し上げます。

副議長（松本俊清君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

説明云々という話がありましたけれども、いわゆる追加議案という形で緊急的に出されますとそういう問題が起きてきやすいということだと思っんですね。だからこそ、追加という形ではなくて、やはり事前の形でやるべきだったという、これもぎりぎりの対応をされている中で出てきている問題ではないかというふうに思います。その点についても、ちょっと認識をお願いしたいんです。

それと、今回、電気代と灯油代ということで出されていますけれども、ほかにも未納の滞納している分があって、例えば水道代というの含まれていたと思うわけですね。これも、水道代は3カ月分滞納されているということで資料をいただいています。これも、本来なら、もう支払わなければいけないものだと思うんです。この部分を上げずに、緊急性があるという意味ではあると思いますけれども、電気代と灯油代だけ上げた。そうじゃなくて、本来なら、やっぱり滞納しているということ自体が町の信頼にかかわる問題であり、ほかの業者への信頼、そして業者への生活、先ほど言われたように、経営の圧迫といいますか、迷惑がかかるという問題を含んでいると思うわけです。

なので、この水道代等々を出さなかった、もしくはほかの滞納の分については出さなかった理由というのはどこら辺にあるのか、先ほどの1点目とあわせてお答えをいただきたいとします。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 水道代も、現実、滞納をしております。今回、この専決処分をさせてい

ただくことで、若干余裕といたしますか、余裕はほとんどないんですけれども、水道代を支払
いできる、全額ではないですけれども、入金という形で対処できるように考えております。

副議長（松本俊清君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ちょっと答弁していただいている点があるんですが、要するに、先ほどの西議員とのや
りとりの中で説明不足が起きたというのは、やっぱりこういうぎりぎりの対応されている形
で追加議案という形になったと、そこにもあるのではないかと、この点についてお答えいた
だきたいということと、水道代については、専決をするわけにいかないという面もあるんで
しょうが、これも滞納が既に起きていますから、どうされるのか、決算、次の指定管理者
に移るまでの精算のところまでずっともう引き伸ばしてしまうのか、どういう対応されるの
か、きちっと答弁をお願いしたいと思います。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 水道代につきましては、先ほども申し上げましたように、専決をしてい
ただくことによりまして、水道代に充当できる財源もできると考えております。全額ではあ
りませんが、入金をしていきたいと考えております。

それから、このような事態になりましたことにつきましては、本当に私たちの不手際とい
いますか、それに尽きると考えております。今後、このようなことがないように、真摯に取
り組んでいきたいと考えております。

副議長（松本俊清君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほど、西君も言っていましたように、447万円の資料ですね、私も町長から、28日
終わって、3月1日、家行くから説明したいということがあって、いや、私は議会も職員
の人に会いたいということもあって町長室に行きました、10時過ぎに。そうすると、ただ、
これ議会終わってから委員会開いてくれ、それだけの話で、この資料はもらって
いなかったんですよ。

そうこうしているうちに、二、三人の議員から、こんだけの447万、先ほどありま
したように、私も120万ぐらいだと思っておったんですけれども、447万という数字にび
っくりしたんですよ。そうして、それからすぐもらえるんかと思ったら、2日の夕方
ですよ、また町長室に行って、これをやっもらったんですよ。こんなばかげた話
があるんですか。

だから、28日に皆さんの前でこの資料を渡して、むしろ2月2日、2月13日に特別委

員会をやっているときに、こういうことがありますからよろしくということを何で一言言われなかったのか、どうですか。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） そのときの特別委員会におきまして、こういう事態が発生していると、そのような認識はできておりませんでした。そういう流れの中で、こういう専決ということにつながった次第でございます。

副議長（松本俊清君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

この447万余りの資料を見ると、電気代の一つは去年の12月27日に納期限が終わっているわけですね。そしてあと、2月5日、3月5日、そして灯油代が2社で2月28日。こんなことは、2月13日の委員会やったときにわかっているはずなんですよ。なぜ、そのときに素直に言ってもらえなかったか、残念であります。どうですか。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 2月13日の特別委員会におきまして、いこいの館の財政状態がこういう危機的に陥っている、そういうことをやっぱり報告すべきであったとは反省をしております。その時点におきまして、電気がとめられる、そのような認識は持っておりませんで、優先的な支払いからこなししていけば、大丈夫という言葉はちょっと語弊ありますけれども、当面しのいでいける、そのような感じでおりました。

副議長（松本俊清君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、12月に、ある電力会社、先ほどから言っています120万余り、それからことし1月から関西電力にまた切りかえておられますね。これは、ある企業がもう支払い能力ないということで、関電に今度切りかえられて、2カ月間で明くる日ストップになるという、これはもう町長、いこいの館がブラック企業と思われているんですよ。ブラック企業ですよ。いこいの館で、もうそういうことが回り回っていると思いますよ。こんなことでは、いこいの館の再生というのがあり得るんですか。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 滞納が滞っている、そういうことにおきまして、いこいの館は企業さんから見ましてブラック企業であると、そのように思われているのではないかという、そういう御質問でございますが、企業によりましては、そのような見方をされているかもしれませ

んけれども、いこいの館といたしましては、誠心誠意、こういう滞納につきましても、今までも対応させてきていただきました。これからも、そういう態度で執行していきたい、そのように思っています。

副議長（松本俊清君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

これ、専決で447万4,000円余りとありましたけれども、灯油代の2月分と水道料金でまだ負債があるはずですけども、これ現在どれぐらい、まだ残っていますか。

副議長（松本俊清君） 企画観光担当課長。

企画観光担当課長（小林慶純君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

電気代につきましては、今回の専決処分によりまして、電気代のほうは今までの滞納分というものは処理しております。

水道代につきましては、納期が過ぎております分を全て足しますと約300万弱の額が残っております。

あとの大きなものとしまして、水道光熱費につきましては、灯油代につきましても、今回の専決によりまして、請求の支払いというものはできております。以上でございます。

副議長（松本俊清君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

町長、専決で電気代と灯油代入れはったのに、水道代は何で専決で入れはらへんかった、その理由は何ですか。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） やっぱり、専決というのは本当に緊急的な処分であろうかと考えております。電気代と灯油代を専決で処理させていただけたらならば、水道代に入金をしているだろう、そういう思いで水道代を専決処分には入れませんでした。

副議長（松本俊清君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。賛成ですか、反対ですか。

（「反対です」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） まず、原案に反対者の意見を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

昨年10月以来12月まで4回、いこいの館特別委員会を開催、そしてことしに入り、2月2日、2月13日と、いこいの特別委員会を開催しました。町長は、昨年9月議会で、いこいの館の再生は笠置町の再生、政治生命をかけているとおっしゃいました。また、10月から役場の職員を常駐して、その指導も行い、指示していく、そして画期的な改善が図られるとおっしゃっています。また、町長は、来年3月でとんとんにならず、赤字であれば、いこいの館を閉館すると言われた。そして、10月から3月までの経費については、町から補填しない、この言葉は重いです。

昨年12月22日、いこいの館の監査をやっていただいた。そして、2月2日にその報告を受けました。報告を受けて思ったことは、余りにも経営の基本的なことがなっていない。

さて、問題の2月28日、議会運営委員会を開催の後、町長は会議を開いてほしいと言われ、議長のもと会議が開催され、町長は電気代をあす支払わなければ、いこいの館の電気がストップになる、営業ができなくなるので、専決処分をするので了承してほしいと言われた。ここにおられる課長さん方も、議会運営委員会の後、残って聞いておられました。

電気代だけおっしゃったのに、後でまた言いますけれども、2月13日にいただいたいこいの館の累積債務総額565万円余りのうち、某企業の電気代、先ほども西議員からありましたように、120万ぐらいだと私は思っておりました。ほかの方も何人か、電話があったと言って、120万ぐらいやと思っていたのに物すごく膨らんでいるという話があつてびっくりしました。

ただ、120万ぐらいだったら仕方がないなと、専決処分でもいいなと思っていれば、先ほども言いましたように、447万円余り。なぜ、28日の当日に専決処分内容が配付されなかったのか、疑問に残る。関電の2カ月分240万円をプラスすれば、笠置のいこいの館の累積債務額560万円が805万円となる。先ほど言いましたように、質問しましたように、ある企業は12月分で約120万円、これは納付期限が12月27日、関西電力は113万円が2月5日、130万円が3月5日の納付期限です。灯油代に至っては、2社、約88万円、納付期限が2月28日、そしてこれが計447万円です。

2月13日に支払いのことを、なぜ議員に知らせておられなかったのか。納期限が過ぎているもの、迫っているものなどある。先ほどから出ております水道代として、2月13日の資料では236万円の未収があります。先ほど、課長が今現在300万弱ぐらいとおっしゃいました。2月13日にいただいた資料では、水道代236万円、それまたプラスになっているわけで、課長がやはり300万円弱とおっしゃいました。町民の方に、どのように説明

されるのか。水道代が滞納すれば、地方税機構から、三月すれば水道もとめられるという話です。このことを本当に真摯にどう思っておられるのか。

30年度の笠置町簡易水道会計特別会計では、使用料では約3,200万円、先ほどの236万円が、課長の話では300万円ですから、7.4%から約1割の未収があるということですね。そして、30年度の滞納分として10万円が組み入れされております。

先ほど言いましたように、町長は、来年3月でとんとんにならずに赤字であれば、いこいの館を閉館すると言われた。そして、10月から3月までの経費については、町から補填しないとされた。なぜ、素直に早く資料を出していただけなかったのか、我々議員も対処のしようがあったのではないかと、残念であります。

これで反対討論を終わります。

副議長（松本俊清君） 次に――賛成ですか、反対ですか。

（「反対」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） ほかに討論ありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

原案に対して反対討論したいと思います。もともとは、どこかで生じる支払いということで、賛成もあり得るという立場でしたけれども、きょうの説明を含めて対応を考えますと、とても賛成できる状況にないというふうに判断をいたします。

これまで、正直言いまして、何度も提案させていただいた――何度もといいましても、2回ほどですけれども、どうしてもこういう赤字が生じるのだから、何とか財政措置をとらなければいけないのではないかと言ったときに、経営の中でやっていくんだというのが一つ過去にありました。その点が一つの問題として感じます。

それから、緊急やむを得ないということですが、日付を見ますと、納期限自体は2月28日ですから、やはり早い段階での報告をして、2月28日の議運に報告しようと思えばできたのではないかと。それが、その後に個別個別に確認をとって連絡すると、そういう追加議案の提案の仕方、これも一つの問題ではないかというふうに感じます。

さらに、先ほど水道代等の支払い、何とかできるというふうに言われましたけれども、これは本当にできるのかどうか。過去の答弁でも、これ以上の赤字補填はしないようにするという内容の答弁をされたりしたこともあった中で、実際にはそうではなかったという経過も

踏まえますと、とても今回の本議場での説明だけでは納得できるものではありません。

私自身は、本来は業者に対して大変迷惑のかかることであるので、支払い自体はやむを得ないだろうと思っていますけれども、やはり町長、いこいの館の社長としての対応として、余りにも問題の対応が多過ぎる、改善がなされない、この点を問題としまして、今回の反対討論とさせていただきます。

副議長（松本俊清君） ほかに討論ありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

僕も否決討論させていただきます。

僕が否決討論することがあるとは思いませんでしたが、僕も向出議員と同じように、いつか支払わなければならない支出だというのは、委員会の副委員長をさせていただいている立場もありますし、よくよく理解はしています。住民サービスとめるわけにもいかないというところで、僕は賛成に論じるつもりで本当にきょうの朝までいてました。

やはり、民主主義の冒瀆であるとか、二元代表制の冒瀆であるとか、余りにも行政がひとり歩きしているように思われる。これは、もう紛れもない事実です。

これから先の指定管理業者を求めることにせよ、何にせよ、その支払いがいつまでかということも、普通に事業をしていればわかることですし、全て防げることなんですね。行政に求めることは、今後の支払い期日を、いつ支払わなければならないというのはわかっていることだと思うので、その辺の一覧の表を委員会に提出していただきたい、そしてこれからこう改善していきますと、こういうことが起こり得ないことはこうなりますという説明をいただきたい。

これをもって、僕の否決討論とさせていただきます。

副議長（松本俊清君） これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。承認第2号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第9号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手なしです。したがって、承認第2号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第9号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認しないことに決定いたしました。

これより暫時休憩します。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前 11 時 10 分

副議長（松本俊清君） 休憩前に引き続き再開します。

副議長（松本俊清君） 日程第 6、同意第 1 号、笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 同意第 1 号、笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件について、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の方が平成 30 年 3 月 31 日で任期満了となりますので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。御同意いただきますようよろしくお願いをいたします。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

同意第 1 号、笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

下記の者を笠置町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

平成 30 年 3 月 6 日提出。笠置町長、西村典夫。

住所、氏名、生年月日の順に朗読させていただきます。

京都府相楽郡笠置町大字有市小字平ノ畑 16 番地、石川惣代治氏、昭和 11 年 8 月 1 日生まれ。

京都府相楽郡笠置町大字笠置小字平田 20 番地の 7、中尾隆藏氏、昭和 19 年 7 月 10 日生まれ。

京都府相楽郡笠置町大字有市小字根台 64 番地、植田克巳氏、昭和 23 年 1 月 19 日生まれ、以上 3 名の方です。

任期は 3 年間で、30 年 4 月 1 日からとなります。

石川氏、中尾氏につきましては再任、植田氏につきましては新任で選任させていただいたものです。よろしくお願いいたします。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。採決は1件ずつ行います。

まず、石川惣代治君を笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、石川惣代治君の笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意することに決定しました。

続きまして、中尾隆藏君を笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、中尾隆藏君の笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意することに決定いたしました。

続きまして、植田克巳君を笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、植田克巳君の笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することに決定しました。

副議長（松本俊清君） 日程第7、議案第1号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第1号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険施行令の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることとされたことに伴い、笠置町国民健康保険条例の一部を改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 失礼いたします。

それでは、議案第1号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件。

笠置町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正したいので議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出。笠置町長、西村典夫。

笠置町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

1、改正理由といたしまして、先ほど提案理由にありましたとおり、国民健康保険施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険施行令の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることになりましたので、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

「第1章 笠置町が行う国民健康保険」を「第1章 この笠置町が行う国民健康保険の事務」に改め、第1条の見出し「（町が行う国民健康保険）」を「（この笠置町が行う国民健康保険の事務）」に改め、第1条中、「笠置町国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか」を「この笠置町が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか」に改め、「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 笠置町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、第2条中の見出し「国民健康保険運営協議会」を「笠置町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、第2条中「国民健康保険運営協議会の委員」を「笠置町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

簡単でございますが、説明を終わります。よろしく願いいたします。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

ちょっと今の説明ではわかりにくいので、簡単にどこがどうなるとか、要するに保険料が安くなるとか、高くなるとか、簡単な説明、町民の方にもわかってもらえたら、説明願えたらありがたいと思うんですけども、どうですか。

副議長（松本俊清君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

この4月1日から、国保が都道府県化になるということで、各市町村の事務を明らかにす

るといふことで、こういった事務という表現、また協議会につきましても、各市町村の協議会というよふな表現に改めるといふものでございませう。

副議長（松本俊清君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

ちよつと、それでもわかりにくいんですけども、この前、京都府の3月号ですかね、資料、ここには30年4月から国民健康保険制度が変わります、個々具体的にどうこうと書いています。だから、こういったことを町民の方にある程度説明していただけたらありがたいなと思ふんですけども、だから、ここで見れば、変わらずに被保険者、保険証の様式が変わるとか、そういったものとか、要するに町民の方は保険料が安くなるのか、高くなるのか、そういった具体的なことを説明してあげたらありがたいと思ふんですけども、いかがですか。

副議長（松本俊清君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 大倉議員の御質問にお答えいたします。

こちらは、国民健康保険条例でございまして、税金どうのこうのといふ部分は国民健康保険税条例、次の第2号の部分でございませうので、よろしくお願ひいたします。

副議長（松本俊清君） ほかにありませんか。

（「なし」といふ者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 反対。

副議長（松本俊清君） まず、原案に反対の発言ですか。

（「はい」といふ者あり）

副議長（松本俊清君） まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第1号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件について、反対討論を行います。

条例の改正の中身自体は、文言の整理といふことになってはいますが、4月1日から始まります国保の都道府県単位化に伴うものとして、反対討論を述べたいと思ひます。

国民健康保険の問題は、やはり公的負担をふやして被保険者の方の負担を減らすといふのが大事ではないかといふふうに入ひます。

今、言われているのは、一つには激変緩和といふことで、保険料が上がらないように5年

間の措置ということにはなっていますけれども、それはあくまで期限を区切った支援ということで、結局、根本的に公的支援を入れていくという姿勢、制度にはなっていないというのが一つの問題ではないかというふうに思います。

さらに、中央社会保障審議会医療部会のほうでは、国保への一般財源の法定外繰り入れについては廃止の方向というの也被言われていまして、各自治体が独自に努力をして、工夫をして、被保険者の方の負担を減らすということがしにくくなるのではないかと。さらには、保険者努力支援制度ということで、医療費を削減した自治体については、特別に財政の重点配分をしていくと。

さらには、自治体間で競争が起こるのではないかと。要するに、まだ具体的に出ていませんけれども、納付率を上げたところには特別に交付金を出すとか、さらにはどこかの、もし——今回、笠置町は保険料下がるということになってはいますけれども、全体の医療費は上がる中で、公的支援が明確にふえないということは、本来保険料全体上がるはずなんですね。ところが、どこかが下がるという事態が起きるとは、どこかが上がると。要するに、自治体間でどこかの負担減は負担増だという、そういう競い合いになってしまうのではないかと。本来は、安心して受けられる医療ということで、収入によらず、どなたでも安心して医療が受けられると、そのためには高過ぎる国保料引き下げとして、やはり公的負担をふやすということが大事ですけれども、都道府県単位化によっては、そういう中身になっていない、それどころか自治体間の競争をあおる中身になっているのではないかと、この点を大変懸念いたしまして、反対討論とさせていただきます。

副議長（松本俊清君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第1号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手多数です。したがって、議案第1号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件は原案どおり可決されました。

副議長（松本俊清君） 日程第8、議案第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月27日に成立し、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う国民健康保険税の改正部分が平成30年4月1日から施行されることと、京都府が示されました市町村標準保険料率により、平成30年2月7日、笠置町国民健康保険運営協議会で承認をいただきました保険料率に改定するため、笠置町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、議会の議決を求めらるるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 議案第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件。

笠置町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正したいので議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出。笠置町長、西村典夫。

笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、概要を説明させていただきまして説明にかえさせていただきまして、文言の修正等の説明は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

改正理由といたしましては、先ほど提案理由にありましてとおり、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月27日に成立し、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴い、国民健康保険税の改正部分が平成30年4月1日から施行されることと、京都府が示されました市町村標準保険料率により、平成30年2月7日に笠置町国民健康保険運営協議会で協議をいただきました保険料率に改正するため、笠置町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表3ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第2条につきましては、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になるということから、地方税法第703条の4第2項が改正されることに合わせましての改正でございまして、課税額の定義の変更でございます。

次に、飛びまして5ページをお願いいたします。

第3条以降につきましては、京都府が平成30年度の笠置町の標準保険料率を示されました。京都府内でも最も低い数値となっておりますことから、保険料の見直しを検討させていただ

いたところでございます。京都府から示された数値は3方式となっております、笠置町は資産割を含む4方式となっております。京都府は、将来的には3方式で統一したいと考えておりますので、資産割に重点を置いて、資産割を減らし、支援金分及び介護分につきましては、京都府が示された数値のほうが町より高い数値となっておりますので、支援金分及び介護分につきましては京都府の数値に合わせ、ここ数年、基金を500万円ずつ積んでおりますが、平成30年度からは京都府が財政運営の責任主体となるということから、基金を積み立てる必要がございませんので、この500万円分を保険料に反映させていただきたいという内容で、2月7日、笠置町国民健康保険運営協議会で審議をいただいた結果のものとなっております、平成30年度の国民健康保険料は平成29年度に比べまして減額となっているものでございます。

第3条を見ていただきまして、保険料率の改正でございます。被保険者に係る所得割、これを「100分の6.5」から「100分の4.0」に改めるとさせていただきます。

次に、第4条、被保険者に係る資産割額につきましては、「100分の40」から「100分の20」に改めるものでございます。先ほど申しましたとおり、笠置町は4方式で算出をしておりますが、京都府は3方式で統一したいという考えがございます。この資産割に重点を置きまして改正するものでございます。

次に、第5条、被保険者に係る被保険者均等割額につきましては、「2万3,000円」を「2万円」に改正するものでございます。

次に、第5条の2、被保険者に係る世帯別平等割額につきましては、6ページをごらんいただきまして、第1号「2万3,000円」を「2万円」に、第2号「1万1,500円」を「1万円」に、第3号「1万7,250円」を「1万5,000円」に改正するものでございます。

次に、第6条、後期高齢者支援金等課税額の所得割額につきましては、「100分の2.0」を「100分の3.0」に改正するというものでございます。京都府が示された率に合わせております。

次に、第7条、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額につきましては、「7,000円」から「7,700円」に改正するというものでございます。こちらも、京都府が示された額でございます。

次に、7ページ、お願いいたします。

第7条の2、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額につきましては、第1号が

「7,000円」を「7,500円」に、第2号を「3,500円」から「3,750円」に、第3号「5,250円」を「5,625円」に改正するものでございます。こちらも、京都府が示された額でございます。

次に、第8条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額につきましては、「100分の0.9」を「100分の1.2」に改正するというものでございます。こちらも、京都府が示された率でございます。

次に、第9条、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額につきましては、「6,300円」から「7,200円」に改正するというものでございます。こちらも、京都府が示された額になっております。

次に、第9条の2、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額につきましては、「3,800円」から「4,100円」に改正するものでございます。こちらも、京都府が示された額でございます。

次に、第23条につきましては、第5条から第9条の2までの額を改正したことによる改正でございます。

改正条例の施行につきましては、平成30年4月1日でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく願いいたします。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほどの国民健康保険条例については、都道府県単位化ということで反対をさせていただきましたけれども、今回の税条例では、基本的に保険が下がると、保険税自体は下がる方向ということで、被保険者の方の負担が下がるという点では大変評価できるのではないかと、うふうに考えています。

そこで、確認のために答弁願いたいんですけども、今回の税条例の改正によって、全ての被保険者の保険料が下がるということでもいいのかどうか、確認のために答弁を求めたいと思います。

副議長（松本俊清君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 今回の試算では、全住民の方が下がるというような試算をしております。

副議長（松本俊清君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、議案第2号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

副議長（松本俊清君） 日程第9、議案第3号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第3号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正により、国民健康保険法の規定で住所地特例の適用を受けている被保険者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住居地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとしたものでございます。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

議案第3号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

説明は2ページで、提案理由にもございましたとおり、国保の一部改正、それからそれに伴って高確法と言われます法律の一部改正に伴いまして、もともと「法第55条第1項」から「法第55条及び第55条の2」という条文が加わりました。

内容につきましては、提案理由のとおりでございますが、国保と後期高齢者の被保険者の取り扱いが若干違いますので、簡単に御説明申し上げます。

国保でいきますと、市町村単位になっていますので、町外で住所地特例、いわゆる入所とか病院で住所を病院のほうに変えられても、もとの住所の被保険者という取り扱いをしています。

後期高齢者医療広域連合につきましては、京都府内均一でございまして、京都府の被保険者という取り扱いです。今までは、後期高齢者、国保の住所地特例を適用されている方が他の広域連合の住所地特例を受けられている場合、その途中で後期になられた場合は、その住所地の被保険者となるところでしたけれども、今回、国保法、高確法の改正によりまして、その国保の住所地特例のもとの市町村に係る、後期高齢者医療でいえば京都府の被保険者の適用を受けるというふうな新たな制度の改正によるものでございます。以上でございます。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第3号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手多数です。したがって、議案第3号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

副議長（松本俊清君） 日程第10、議案第4号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第4号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

給料月額を10%削減する特例条例の実施期間を、平成30年4月から平成31年3月分までの1年間、期間を延長するものでございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第4号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件につきまして説明させていただきます。

町長就任後、平成28年7月から町長の給料月額を減額しておりますが、引き続き平成30年度も減額を実施するというものでございます。

2ページの新旧対照表をお願いいたします。

第1条におきまして、実施期間を中段の下線部分に設けております。現行「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」のものを「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」と変更するものでございます。

以上で議案説明を終わらせていただきます。失礼します。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第4号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、議案第4号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

副議長（松本俊清君） 日程第11、議案第5号、笠置町組織条例一部改正の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第5号、笠置町組織条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

笠置町の組織を見直し、事務分掌を整理するための改正となっております。

企画観光課を商工観光課に、総務財政課に企画観光課が所管していた政策にかかわる企画部門を移行しています。商工観光課では、観光関係と商工関係、労働関係を所管することと

しております。御審議いただき、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第5号、笠置町組織条例一部改正の件につきまして、内容説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

笠置町組織条例の一部改正につきまして、第1条第4号におきまして、「企画観光課」を「商工観光課」に改めるというものです。

第2条におきましては、以前に残ってございました「、室」というものを今回削らせていただいております。

附則につきましては、第1条で施行日を記載しております。平成30年4月1日から施行するというものです。

第2条以下につきましては、商工観光課に課名が変わることに伴いまして、第2条、笠置町議会委員会条例、第3条で笠置町総合計画審議会設置条例、第4条におきまして笠置町開発審議会設置条例の一部改正を行っております。

新旧対照表の後ろに、施行規則の一部改正する規則をつけております。こちらは、参考資料ということで、規則の中でも企画観光課を商工観光課に改め、事務分掌も一部見直しをしております。

規則につきましては、議決をいただきました後、町長の決裁をいただいて、同じく4月1日から施行するというふうにしております。以上です。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

これ、何のために変えるんですか。

副議長（松本俊清君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

企画観光課を商工観光課に改めましたものは、現在も業務は同じ内容で、商工及び観光というものにしておりますが、後ほど議案にも出てくる条例等を含めまして、特に観光業務に力を入れていきたいということで商工観光課に改めさせていただきました。

現在、企画観光課のほうで所管しております定住自立圏、それから総合計画等につきましては、政策にかかわるものにつきまして、総務財政課のほうに事務分掌を移しまして、町全

体の政策部門のものを総務財政課が所管するというふうにしております。それに伴う所要の改正ということになっております。以上です。

副議長（松本俊清君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

大きな変化はないと、定住自立圏の分野が総務財政に移るという認識でいいんですね。

そこで、何で看板まで置きかえなあかんのかということと、企画という名前が外れるということ、企画が何やったんかと思われるわけですよ。定住自立圏だけが移ると、ほかの業務は余り変わらないと、商工観光がやはりこのまちには足りていないということで、名前を掲げるとみんなの意識が変わるといような認識でされるのか、じゃ、企画はどこへ行っちゃったのかの説明はないですよ。

副議長（松本俊清君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。すみません、説明が少し足りなくて申しわけございません。

定住自立圏だけではなく、政策企画に係るものというものが総務財政課に来ます。

観光に関連いたしまして、今まで実施しておりました事業につきましては、商工観光課のほうで実施します。

企画という名前の捉え方、イベント等、事業を実施するための企画立案というものではなく、政策企画というふうに企画というものを捉え直して総務財政課に移行、それから商工観光課のほうでは観光に係る事業等はそちらで実施していただくということで整理させていただいております。以上です。

副議長（松本俊清君） 坂本君。

6番（坂本英人君） わかりました。

一つ、要望じゃないですけども、今回、第2号議案が各議員に配られたかとは思いますが、総務課が政策企画をされるということで、議案が届いたときに、後ろにセロテープが2センチ、3センチほどでとまっていたと、町に対する情報がすぐ見られるような状態で家に届いているわけなんですよ。政策をさわるのであれば、やはりその辺の根本からきっちり統一してやっていただきたいなど。

封筒届くでしょう。普通、のりを張って、セロテープを前まで回しますわね。これ、事務の常識やと僕は思っているんですよ。せやけど、この間、僕のところに届いた、ほかの議員さんにも確認しましたがけれども、3センチぐらいでぺっと張ってあって、家に届いているわ

けですよ。誰でもあけられますわね。これ、物すごい大事なことやと思うんですよ、僕。課長さんらは、わからへん方もおられるとは思いますが、そういうところからですわ。これ、揚げ足取るわけじゃないんですけれども、政策というものを掲げるのであれば、やっぱりその辺からきっちり、課の中で統一されて、4月からきれいに行政運営がなされることを熱望して、答弁は要りませんので、要望を受けていただけたらと思います。

副議長（松本俊清君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

一応、残念ながら、企画というのは町の一番肝心な言葉ですよ。笠置町が、2040年には700人台と言われています。だから、そういった意味で、将来的に笠置町がどうあるべきか、今、政策企画とおっしゃいましたが、やはりそういった議論を企画というところでやるべきだと思うんですよ。総務財政課が、本当にそれで大丈夫かなと思うんですけれども、私はそういった意味で、企画総務とか、そういった言葉でやっぱり残ってほしいなと思いました。

本当にこれ、総務財政課でそういうことを、一番笠置町の大きな問題、先ほど言いましたように、2040年は700人台ですよ、このことを将来どういうふうにやっていくかということが、それが本当の企画立案ですよ。だから、私はそういうふうには、本当は企画という名前が、そら、よその市町村はどうかわかりませんが、どんな状況かわかりませんが、やはりそういった意味では、企画というのは大事違うかなと、私はそういうふうには思います。企画観光が、なければ企画総務とか、そういった意味の、本当に笠置町をどうするかということをやったり大きくやっていただきたいなという感じがしましたので、そういうことだけ申し上げておきます。

副議長（松本俊清君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

先ほどのちょっと説明では、観光関係の強化を図りたいということやったと思うんですけれども、ほんで企画関係を総務財政課に持っていくということですが、これ別紙の業務分担いうか、この表でいきますと、企画関係のやつ、今まで企画観光課でやっていた企画業務いうことは、どれとどれが該当するんですか、総務財政課の中のこの業務。

副議長（松本俊清君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問です。

別紙でつけさせていただいておるのは、この前の議会運営委員会の時点での案でございました。そこでの御意見もあります。それから、企画部門がきちりと明示されていないということも受けまして、この行政係等の中から企画係というものにまた分類をいたしまして、もう少し詳しく業務のほうを記載できたらと思っております。

ちょっと、きょう、お示しできなかったのは申しわけございませんが、例えば行政係の中の定住自立圏というものにつきましては、企画係というふうに位置づけたいと思っております。それから、この中に、総合計画と先ほど言ったにもかかわらず、総合計画の部分が抜け落ちております。これ、あくまで、今、参考資料ということですので、4月1日の施行段階にはきちりと記載させていただいたものを、また議会のほうにも御報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

副議長（松本俊清君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今おっしゃられたように、その辺をきちりやってほしいんですわ。というのは、私、監査でもかなり指摘させてもらっています。28年度、29年度の地方創生関係の事業にしましても、ちゃんとルールどおりできていないとか、いろんな欠陥がありました。それは、指摘もさせてもらっています。そういうことで、もっとその辺の強化を図っていかなければならないの違うかという指摘もさせてもらっていますんで、その辺で、企画を、今の現在の企画観光課から外して総務財政課へ統一してやっていこうとされているのは、私はそれでもええと思いますよ。そやけど、その辺の企画のやっていく業務を、もっと明確にここへやっていかないと、その辺の強化は図れないと思います。

それともう一点は、問題にしていたのは、今現在、総務財政課長は企画観光課も兼務されている、そして会計管理者もやっているということで、中枢を一人の人間が見ているということは、チェック機能がどうしても薄れるということからの指摘も監査委員として指摘させてもらっていますので、その辺のことも考慮して、これ多分改正されていると思うんですが、その辺、町長、いかがですか。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 西岡議員の質問にお答えをいたします。

議員の皆様も御存じのとおり、企画観光、すごく繁忙でございました。企画観光の責任、誰もいない、そういうことも起こっていたわけでございます。そういう中で、特に、今、議員も指摘していただきました交流拠点の管理・運営、また移住・定住、そういうことにつき

ましても一段とこなしていきたい、そういう思いで企画観光から企画を外して、そういうことにもっと力を入れていきたい、やっていきたい、そういう思いでさせていただきました。

また、総務財政課は全体的な統帥を担っております。そういう中で、町の将来的な総合計画やそういうものも立てていく、そういうことを担っていただきたいと思っております。また、前田課長におかれましては、今、総務財政課長、企画観光課長、また財政の分を持っていただいていますけれども、4月からの新しいスタートにおきましては、そういうことは改めていきたい、そのように考えております。

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第5号、笠置町組織条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、議案第5号、笠置町組織条例一部改正の件は、原案どおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時05分

再 開 午後1時00分

副議長（松本俊清君） 休憩前に引き続き再開します。

副議長（松本俊清君） 日程第12、議案第6号、笠置町職員の公益法人等への派遣に関する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第6号、笠置町職員の公益法人等への派遣に関する条例制定の件について、提案理由を申し上げます。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づき、当町の一般職の職員を公益法人等へ派遣することができるよう、条例を制定するものでございます。

町の施策を進める上で、特に連携が必要な観光分野と福祉分野において、組織といたしま

して派遣できる公益法人等の指定を一般社団法人観光笠置と社会福祉法人笠置町社会福祉協議会としております。御審議いただき、御承認賜りますようお願いをいたします。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第6号、笠置町職員の公益法人等への派遣に関する条例制定の件につきまして、議案の説明をさせていただきます。

先ほど、町長の提案理由にもありましたように、上位法によります公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というものが平成12年に施行されております。この法律というのは、地域における人材の有効活用を通して、官民の適切な連携協力による施策を推進するために設けられた法律でございます。その中に、地方自治体の条例によりまして、派遣先であったり、派遣のときの給与の体系であったりというものを規定するようにうたわれておりますので、今回、条例整備をさせていただいたものでございます。

それではまず、条例の内容の説明をさせていただきます。

第1条におきましては、先ほど説明いたしました公益法人への職員の派遣に関して必要な事項を定めるものとする趣旨を規定させていただきました。

第2条におきましては、職員の派遣といたしまして、国の派遣法の第2条に基づきまして、派遣することができる公益法人等を記載しております。1号で、一般社団法人観光笠置、これは公益法人です。第2号といたしまして、社会福祉法人笠置町社会福祉協議会を規定しております。社会福祉法にのっとる法人格を持っております社会福祉協議会になります。

法第2条第1項に規定する条例で定める職員というものですが、この派遣法によりまして、派遣ができない職員というものを条例で定めろというふうに規定されております。そこで、この2項におきまして、派遣することができない職員を定めたものがこの1号から5号になっております。臨時的に任用される職員であったり、非常勤職員、条件付採用期間等の職員につきましては、派遣できないというふうに規定をしております。

第3条では、派遣職員の職務への復帰の事項を書いております。職員派遣が派遣法やこの条例の規定に合わなくなった場合等、例えば公益法人でなくなったりというものがあつた場合には、派遣を解除するというものになっております。

派遣職員の給与におきましては、派遣法の第6条におきまして、派遣中の期間、規定を設けることによりまして、町の職員の給与に関する条例に基づきまして給与を支給することができるというふうにしております。

第5条は、職務に復帰した職員に関する給与条例の特例でございます。こちらにつきましては、派遣を終了して職務に復帰した場合の職員の給与の体系、それから6条につきましては、同じく派遣法9条に関しまして、復帰時における処遇を記載させていただいております。

この条例を受け皿といたしまして、施行日は平成30年4月1日から施行するというように規定しております。この条例によりまして、官民の連携がとれるように職員の派遣ができるようになるということで御理解いただきたいと思っております。以上です。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

まず、法律が平成12年にできたやつを、今ごろ何でこういうふうなことを出されるのか、まずその1点。

副議長（松本俊清君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問です。

確かに、平成12年に派遣法が制定されておりましたから、町といたしましては、条例等制定しておりませんでした。

今、なぜかということですが、今、官民協働で連携を進めていく中で、町と特に事業的に密接に関係する事業をやっていただいております観光笠置であつたり社会福祉協議会であつたり職員を派遣することによりまして、より密接な事業が展開できるのではないかとということで、受け皿といたしましての、この条例がないことにはそのような派遣もできませんので、今回、新たに条例整備をさせていただいたということです。以上です。

副議長（松本俊清君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、2項のいわゆる観光笠置、社会福祉協議会、ここに派遣するという事なんですけれども、笠置町は、今、東部連合には3名、それから東部未来1人、それと地方税機構1人、定員50名の中で5人がもう既に派遣されております。今回、もしこういったところに出されれば、また町の職員の中の人材というか、ほんまにやってほしいことが抜けるんじゃないですか。私は、そう思うんですけれども、その辺のところ、何でこういうことが起きるのか。

笠置は、やはりもっと人材育成とかやって、何でこの民間の公益法人と言いながら、そういうところに派遣されるのか、私にはちょっとわかりません。しっかりと、社会福祉法人も

協議会も観光笠置もやっておられると思います。それに、もしこういうところに職員を派遣された場合に、本当にどういう形になるのか、今言ったように、職員の定数が、去年やったか、48から50にふえて、そういった中でなぜこういったことが起きるのか、不思議でなりません。その辺のところ、どうですか。

副議長（松本俊清君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問です。

もちろん、観光笠置さんにしても社会福祉協議会にしても、それぞれの組織の中で業務は運営していただいております。

ただ、町といたしましても、今後、介護、それから高齢者がふえていく中で、社会福祉協議会とは密接な関係を築いていかなければなりませんし、観光笠置にしても、町が観光事業に力を注いでいくということもあります。先ほどの組織条例でもありましたように、観光分野にも力をもっと注いでいかなければならないという必要もありますので、今後、官、それから民、連携をとりながらそちらのほうでも事業を実施していただく、単独でするより連携しながら進めていくというほうに力点を置きたいと思いますので、今回、条例整備をさせていただきます。

ただ、すぐに4月1日からこの職員が行きますというものでは、まだ今のところは決定はしておりませんが、今回の4月1日の異動に向けまして、可能であればこの条例を制定して、必要に応じて派遣ができればというふうに考えております。以上です。

副議長（松本俊清君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 町長、この件について、どのように感想というか感じておられるのか、答弁いただけますか、こういうところに町の職員を派遣するということについて。町の本当にお金ですよ、職員の、人材ですよ。それをこういうところに派遣するということについて、どのように感じておられますか。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 大倉議員の質問に答えさせていただきます。

前田課長も申されましたけれども、この条例ができたから、すぐに派遣をやっていく、そういうものではございません。将来に向けまして、こういうこともできる、そういうふうな今回の条例制定でございます。

笠置町は、言わずとも知れました観光をメインにしております。また、これから高齢者の

方がふえていきます。そういうことにおきまして、高齢福祉というのも笠置にとって一番大きなテーマになってくると思っております。そういう中で、職員をそこに派遣して、その団体と一緒にそういう施策をさらに充実させていく、そういうことがこれから求められていくものと考えておりますから、こういう職員をそういう団体に派遣して、その施策を充実していく、それはありかなと思っております。以上でございます。

副議長（松本俊清君） 大倉君。

5番（大倉 博君） この両方とも、町の言うたら補完的な企業ですね、公益法人。こういったところに、先ほど言いましたように、なぜ行かす予定がというか、それが私には理解できません。しっかりと、こちら両方にも補助金なりいろんなお金も支払われております。そういった意味でいえば、なぜ、社会福祉協議会だって、人がおられて、一生懸命やっておられます。いわば町の補完的な業務ですよ。ほんまは町がやるべきことを、補完的にやっていたているんですよ。観光協会だってそうなんです。あそこも、役所の人がいろいろおられます。

そういった意味で、なぜこういったところに、職員をもし行かせるとなれば、どういうことでなるのか、もう一度、町長、答えていただけますか。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） もし、将来的に町職員をこういう団体に派遣をしていきたい、しなければならぬということになりましたら派遣していくということでございます。それにおきましては、やはり職員がこの団体におきまして必要であることや、また派遣をした場合、さらにその施策が充実していく、そのようないろんなトータル的に考えまして職員を派遣したほうがいいと、そのような判断におきましたときはこういう派遣も考えていきたい、そのように思っております。

副議長（松本俊清君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今、大倉議員が申しましたようなことは当然考えられているんですけども、実際、官民一体となって今後やっていくというところでは、先日のわかさぎプラットフォーム等においてもそういうことが出ていましたけれども、それ自体は私もええかなと思います。

そやけど、その前に、朝からも言うてましたけれども、ここの行政の内部の組織強化、これを図ってもらいたいということで、朝の議案にはありましたけれども、組織改正をやって、企画関係は総務財政課へ持ってくるというような組織改正も図って強化を図ろうとされてお

るわけやから、その辺の中の強化をまず先、ちゃんとやってもらいたい。それから、外へ派遣させて、業務を効率的にやっていくという形になるんやったらわかるけれども、これ、そういう形で、今すぐ4月からいうことは考えておられないようですけども、その辺、内部強化をまず先やるということを御要望しておきたいと思います。以上です。

副議長（松本俊清君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

賛成討論させていただきます。

職員派遣、実に前向きでいいなと思う面もありますが、やはり皆さん、議員が御指摘のとおり、職員数が限られた中で、外にその力を持っていくのはいかなもんかという懸念はやっぱり拭えません。ですから、やはりこういう条例を出されるときには、何か具体策をきちんとつくって、本当に12年につくられた条例が、今なぜここで制定しなければならないのか、そこをきちんと説明して、議会に議案として出していただきたいと。

議案としては、前向きな一つ、町の流れがつかれるのかなというイメージは湧きます。でも、こちらがやっぱりその条例に対して、こういうことなのかな、ああいうことなのかなというイメージを描かないといけないというのは、僕はちょっと違うなど。施策をつくるのであれば、最終的な出口まで、こういうためにこの条例をつくれば、笠置はこういうふうに向いて歩けるといふところまでやっぱり説明願いたい。それが、やっぱり住民に対しての説明だと思えます。そういう要望を込めて、賛成討論をさせていただきました。

副議長（松本俊清君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第6号、笠置町職員の公益法人等への派遣に関する条例制定の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、議案第6号、笠置町職員の公益法人等への派遣に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

副議長（松本俊清君） 日程第13、議案第7号、笠置町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第7号、笠置町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件について、提案理由を申し上げます。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成13年法律第48号）の規定に基づき、高度な専門的知識や経験を有する民間人材を任期を定めた職員として採用するに当たり、その条件と必要な事項を定める条例を制定するものでございます。御審議いただき、御承認賜りますようお願いをいたします。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第7号、笠置町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件について説明させていただきます。

先ほど、町長の提案理由もありましたように、国の法律に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が平成13年に施行されております。この規定に基づきまして、高度な専門的知識や経験を有する民間人材を任期を定めた職員として採用するに当たりまして、条件と必要な事項を定めるというものになっております。

先ほど議決いただきました第7号とは反対で、今回は民間の企業から派遣を受けるものということになります。その上位法であります任期付職員の採用に関する法律の中で、条例で定めることされているものにつきまして、今回、条例制定をするものでございます。

趣旨といたしましては、申しました任期を定めた職員の採用、また採用した職員の給与の特例に関して必要な事項を定めているものでございます。

第2条におきましては、法律第3条で規定されました任期を定めた採用する職員の内容を書いております。「高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者」を採用するというものでございます。今現在、想定しております者は、観光に関して、例えば旅行会社のほうから派遣を受ける者であったり、土木の技術、専門的な知識を持った者を期間を定めて指導に当たっていただくというふうなことも想定させていただいております。

ページめくっていただきまして、第3条です。第3条では、法第4条で規定されております職員を期間を限って従事させることが効率的なものということで規定をしております。1号で、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、2号で、一定の期間内に限り業務

量の増加が見込まれる業務としております。国の法律におきましては、この任期というものが5年を超えない範囲で町長が定めることができるということとなっております。短時間の職員につきましては3年という規定でございますが、一応この国の規定に基づきまして、1号と2号で業務を定めさせていただいております。

第4条につきましては、短時間での勤務の職員となっております。前の条におきましては、常勤の職員ということで上げておりましたが、第4条につきましては短時間勤務ということで、フルタイムというよりは週2日であったり3日であったりという勤務を想定して規定させていただいております。

めくっていただきまして、3ページ、第6条では、任期の更新を規定しております。任期は、先ほど5年の範囲内で決めるということでしたが、職員の同意を得ながら、1年ごとの更新が可能だということを規定しております。

第7条で、任期付職員の給料を規定しております。こちら、法にのっとり規定をさせていただいております。笠置町職員の給与に関する条例で規定する、その者の職に応じた給料額を支給するというふうにしております。ただし、4条で規定しておりました短時間の勤務職員につきましては、時間割、また日数割というもので給料を計算するというので、それを第7条に規定しております。

こちらの条例も、平成30年4月1日から施行するというものでしております。

以上、説明を終わります。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑はありますか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

これも、官民一体でやっていこうということで、こういうことは当然発生すると思うんですけども、この一定期間が今5年とかおっしゃっていますけれども、短い場合は1カ月以上か、あるいは10日間でもやるいうのか、10日間とかなってきたら短時間というところに該当するのか、その辺はどういう決まりになっているのか、ちょっと説明してください。

副議長（松本俊清君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問にありました期間ですけれども、10日とかいうような短い採用期間というものは想定しておりません。最低6カ月以上、1年の更新ということで考えております。以上です。

副議長（松本俊清君） ほかにありますか。

(「なし」と言う者あり)

副議長(松本俊清君) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

副議長(松本俊清君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第7号、笠置町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(松本俊清君) 挙手全員です。したがって、議案第7号、笠置町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

副議長(松本俊清君) 日程第14、議案第8号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第8号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

笠置いこいの館に隣接して建設しております多世代交流施設の設置に伴い、現在、産業振興会館において業務を行っている包括支援センター等に係る業務を産業振興会館から除くなど、必要な改正を行うものでございます。御審議いただき、御承認賜りますようお願いをいたします。

副議長(松本俊清君) 議案の説明を求めます。企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

議案第8号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件について、議案の説明をさせていただきます。

先ほど、町長の説明ありましたように、産業振興会館で現在業務をしております包括支援センターの業務につきまして、いこいの館に隣接する多世代交流施設におきまして、今後、業務を進めるため、その分の必要な改正を行うものとしております。そのものと、それから先ほど組織条例の改正を議決いただきました。企画観光課を商工観光課に改めますので、そのものも文言整理をさせていただいております。

それでは、2ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、設置目的の第1条でございます。現行で、産業振興会館の設置の目的といたしまして、福祉業務を加えておりましたが、そちらを、細かな福祉業務は除きますが、「住民福祉の向上」ということで文言整理をさせていただきました。全体的に包括して、産業振興会館の設置目的を改正させていただいております。

第3条における事業におきまして、第1号から第4号につきまして、省略させていただいておりますが、こちらはもともとの産業振興会館の産業に係る部分でございます。第5号、第6号につきましては、包括支援センター業務と居宅介護支援事業所業務に関するものを削除させていただき、第7号を繰り上げて5号とさせていただきました。

第4条におきまして、産業振興会館の所管するものを企画観光課、これは第3条に係ってくるものですが、第1号から第4号に係るものについては企画観光課が所管しておりました。第5号、第6号、先ほど削除したものでございますが、保健福祉課が所管しておりましたものを、第4条の一文にまとめまして、商工観光課が所管するというものに文言整理をさせていただいております。

第5条につきましても、「企画観光課が所管する業務」というものを「産業会館の」と大きなくくりで、建物の開館時間及び休館日にしております。このものにつきましては、包括支援センター業務が月曜日も開館しておりましたので、2つに分かれて設置していたということになっております。

3ページにめくっていただきまして、第2項、保健福祉課が所管する業務につきましては、全て削除させていただいております。

以上で、産業振興会館の改正のものにつきまして説明を終わらせていただきます。失礼します。

すみません、施行日を御説明させていただいておりませんでした。

この条例につきましては、平成30年4月1日から施行するということで第1条で規定しておりますが、経過措置といたしまして、30年4月1日から町長が定める日までそれは行わずに、定めた日の翌日からこれを施行するというものになっております。なぜ、こういう経過措置を入れたかといいますと、多世代交流施設の設置に伴いまして、押し出し式に業務が移行しますので、そちらの完成、移動を待って、産業振興会館の条例も施行日を決めるということにしております。以上です。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第8号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、議案第8号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

副議長（松本俊清君） 日程第15、議案第9号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第9号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例制定の件について、提案理由を御説明申し上げます。

本町における急速な少子高齢化、人口減少に対応するため、国の地方創生の動きに呼応し、平成27年2月に設置した、わかさぎの羽ばたくまち笠置創生委員会等で御協議いただき、平成28年1月に笠置町まち・ひと・しごと創生戦略を策定するとともに、現在、各種事業を推進しているところでございます。

本施設につきましては、この創生戦略の4つの重点項目の一つであります「地域が連携し、安心して暮らし、助け合えるまちをつくる」におきまして、地域の交流、情報発信の拠点として、また、まちづくりの方向性として位置づけておりますコンパクトタウン構想におきましては、暮らしを守る拠点機能の整備として、ひいては地域内外の人々が集い、交流する機会を拡充し、にぎわいを高めることで魅力ある新しいまちづくりの一拠点として機能することを目指しているところでございます。

御提案申し上げます本条例案につきましては、今申し上げました目標の実現に向け、皆様の御支援をいただき、本年度完成いたします笠置町多世代交流施設「つむぎてらす」の設置及び管理を規定するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

議案第9号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例制定の件につきまして御説明申し上げます。

1 ページから御説明申し上げます。

まず、この「つむぎてらす」という名称でございますが、2月の各戸配布広報で、その名称募集、それから同時にホームページ掲載で募集しましたところ、多数の御応募をいただきまして、その中で15日必着で、その後、早急に名称決定をさせていただいたところでございます。その中で、一番最得票数いただいたのが「つむぎてらす」でございます。このつむぎの施設にみんなが集まるテラス、そういう意味と、また明るく照らすというふうな意味合いを持って、たくさんの方が訪れ、心豊かな交流を織りなす開放的な空間という思いを込めて応募いただいた名前に決定させていただきました。たくさん応募いただきましたことを、この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。

それで、この1条からの目的、設置について御説明申し上げます。

第1条、住民の健康及び福祉の増進並びに住民の多様な活動支援とともに、多世代の交流活動の推進を図り、人が行き交い賑わいを創出する拠点として、多世代交流施設「つむぎてらす（以下「つむぎ」という。）」を設置する。

第2条で、この名前と位置を定義してございます。名称、つむぎてらす、位置は、笠置町大字笠置小字隅田27番地。

それから、3条で業務を定義してございます。1号として、笠置町包括支援センター業務に関する事。2号、笠置町指定居宅介護支援業務に関する事。3号、笠置町児童健全育成事業に関する事。4号、健康の保持及び増進に関する事。5号、様々な関心や目的を持つ住民が集い、交流し、活動することができる場や機会を提供し、新たな交流活動や総合的な交流活動の推進に関する事。6号、つむぎの施設及び付属設備（以下「施設等」という。）の使用に関する事。7号、前各号に掲げるもののほか、つむぎの設置目的を達成するために必要な事業に関する事と定義してございます。

4条で、所管及び職員を定義しています。つむぎは、保健福祉課が所管し、館長その他必要な職員を置く。

5条で、開館時間及び休館日を定義してございます。つむぎの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。開館時間は午前9時から午後6時までとする。ただし、原則夜間使用は午

後10時までとし、以降の延長は認めないものとする。2号、休館日は次のとおりとする。
ア、日曜日。イ、国民の祝日に関する法律に規定する休日。ウ、12月29日から翌年1月3日までの日。2項で、前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができるという規定でございます。

それから、6条で使用の許可。つむぎを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2ページに入ります。

2項で、町長は、つむぎの管理上必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に際し条件を付すことができる。3項、町長は、第1項に規定する使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。1号から5号は、通常の施設管理で規定しているとおりでございます。説明を省かせていただきます。

それから、7条、許可の取消し等。町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは中止させることができる。これも、通常の施設管理の規定として、1号から4号を規定してございます。

それから、8条で使用料を規定してございます。別表に定める使用料を納付しなければならない。それから、2項で、町長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の使用料を免除することができる。1号、笠置町・相楽東部広域連合が主催、共催又は後援する会議及び事業。2号、区が主催する会議及び事業。3号、その他町長が地域振興、住民福祉の向上、コミュニティーの醸成を目的とした互助活動と認める会議及び事業でございます。

9条で、目的外使用等の禁止。使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権限を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

10条で、遵守事項でございます。これは、つむぎの中の規律を守り、この条例、規則に従わなければならない定義でございます。

それから、11条で賠償責任。これは、故意、過失を問わず、施設を損傷させた場合は、町長が定める額を賠償しなければならない。

それから、12条で罰則。3ページに入っております。詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）、これは最高額を決めているわけですが、5万円以下の過料に処するというふうな定義でございます。

13条で、これ13条以下につきましては、指定管理制度の適用を可能とする条文となっ

ております。できる規定という表現をよく使われますが、そういう規定になっております。

まず、13条で指定管理者による管理。町長は、つむぎの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者につむぎの管理を行わせることができる。

14条、指定管理者が行う業務。指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。1号、つむぎの利用の許可及び使用料の収受に関する業務。2号、つむぎの施設等の維持管理に関する業務。3号、第1条の目的を達成するために必要な事業の企画及び実施に関する業務。4号、町長の承認を受け、つむぎの開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館にすること。5号、前各号に掲げるもののほか、つむぎの管理運営に関する事務のうち、笠置町のみの特権に属する事務を除く業務となっております。

利用料金。町長は、第13条の規定により、つむぎの管理を指定管理者に行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、つむぎの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。2項、利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。3項、町長は、前項の承認を行ったときは、速やかにこれを告示するものとする。

16条では、指定管理者が行う管理の基準を定めてございます。指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正につむぎの管理を行わなければならない。

第17条で、この条文の準用規定を規定してございます。第5条から第12条の指定管理における読みかえ規定でございます。規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読みかえるものとするとしてございます。

それから、4ページにまたがっておりますが、委任ということで、第18条、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

施行日は、先ほど町長の提案理由にもございましたように、30年4月1日からということですが、第2項で経過措置。この条例の規定については、円滑な業務の実施を図るため、平成30年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとするということ規定してございます。

現時点の予想でございますが、業務の電算処理の包括がやっております国保連との連携事務の業務の関連がございまして、それが月初めにございます。10日過ぎれば一定めどがつく。ただ、返戻とかございますので、その辺見越して、4月の下旬ぐらいが一番妥当なところ

ろかなど。仮にそれがおくれるとなると、5月の連休明けなり下旬というふうなところが可能性としては考えているところでございます。

それから、別表でございます。

つむぎの使用料で、使用時間区分ごと、使用施設ごとにそれぞれ設定しておりますが、基準は産業振興会館を基礎としまして、時間は若干変わっております。つむぎのほうは、午前9時から午前12時まで、それから午後1時から午後6時まで、6時から午後10時までというふうな時間区分で、時間は午前中は基本的には1,000円、それから午後については1,500円。それから、多目的ホールにつきましては、半分ずつの使用、時にはちょっと大き過ぎるけれども使いたいという場合は半分使用で申請できるような形をとらせていただいています。それから、備考欄につきましては、町外者が使用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍とする。使用時間の超過については、当該時間が1時間未満の場合は次の時間帯使用料の2分の1の額を付加するものとし、1時間以上の超過は認めないものとするとして規定してございます。

別紙で、参考資料として、あくまでこの施行規則の原案をつけてございますので、この条例が決定次第、再度検討を加えまして、規則の制定ということにさせていただきたいというふうなところを考えております。

説明は以上でございます。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ちょっと指定管理の件でお伺いしたいんですけども、一応、この条例では指定管理を行うことができるということで入れておられます。それで、当面は、何か指定管理者は置かずに、保健福祉課が所管してやっていくという形をとられるそうなんですけれども、それで保健福祉課が包括支援センターの関係の方が向こうへ入られるということをお伺いしておるんですけども、館長とその他必要な職員を置くということになってはいますけれども、この館長というのは包括支援センターの行った人がやるのか、これ館長は誰がやるのかということを1件。

それと、指定管理制度を導入したときには、その館長の職務というのはどうなるのか、誰がやるのか。指定管理制度でやったときには、館長はなくなるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

副議長（松本俊清君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） ただいまの西岡議員の御質問にお

答えいたします。

まず、館長でございますが、現職で言えば、私保健福祉課長が兼職を兼ねるということになります。

それから、指定管理を受けた場合でございますが、つむぎの館には、笠置町専属の業務というものがございます。詳しい調整については、指定管理者が決めるときにお互いに取り決めをするわけでございますが、最低、笠置町専属の業務に係る部分の館長という職務は残るかと考えております。以上でございます。

副議長（松本俊清君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

今、おっしゃられた笠置町専属の業務というのは、どういう業務ですか。

副議長（松本俊清君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

続けての御回答になります。

業務の規定の中にあります笠置町包括支援センター居宅介護、それから児童健全育成事業、それから健康増進に係る事業というふうなのが笠置町専属の業務になります。以上でございます。

副議長（松本俊清君） ほかにありませんか。坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

休館日なんですけれども、日曜日、祝日とあるんですが、健康増進とかのワークショップとか組まれるときは、特別にあけられたりするようなイメージでよろしいんでしょうか。

副議長（松本俊清君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問にお答えいたします。

現状の条例では、そういう特例の目的に沿った事業で休館日に予定されれば、そこは対応していくという考え方、今、議員言われたような形で対応を考えております。以上です。

副議長（松本俊清君） ほかにありませんか。大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

つむぎの使用料なんだけれども、これが適正かどうか、我々もわからないんですけれども、当然適正であるということで設定されると思うんですけれども、どういう設定でこういう数字がなっているのか、そして町外の方はこれの倍ということになってはいますけれども、その

辺どうですか。

副議長（松本俊清君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問にお答えいたします。

使用料の根拠につきましては、例えば建物の減価償却あるいは近隣の調査というふうな細かな分析は行っておりません。考慮したのは、現在の使用料、産業振興会館、隣接しておりますので、それとの使用料が余りかけ離れると、同じような貸し館的な目的もございますので、差を設けないほうがいいであろうというふうなところを根拠にさせていただいて、ほぼ産業振興会館と同じような形になっております。以上でございます。

副議長（松本俊清君） 大倉君。

5番（大倉 博君） いや、答弁されていないんですけれども、町外の方が2倍となるというの、これはどういう形でなっているのか。そして、例えば調理室で、1,000円、1,500円、2,500円とありますけれども、調理室やったらガス代とかそんなん要りますわね、使われたら。そういった設定のことが、どういう形でそういうことをされているのか。

副議長（松本俊清君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 続きまして、答弁させていただきます。

町外の規定も、産業振興会館の規定に準じた形で、やはり町民の利便性、利用のしやすさというものを標準に規定して、ただ、町外については、やはり使用料を住民よりもたくさんいただくというふうなところの観点でございます。

それから、冷暖房使用料とは別に、この施設の一つの特徴であります調理室というのが、今言われましたようにございます。その利用について、ガス代とかいうふうな形は、別途ちょっと詳細の規則で規定させていただきたいと思っております。それは、中央公民館あたりで今やっている形のをちょっと調査させていただいて、規則のほうで規定させていただきたいと考えております。以上です。

副議長（松本俊清君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） それでは、例えば多目的ホールも和室もそうなんですけれども、何人入れるのか知りませんが、結局、5人入れれば200円ですかね、1人、そういうことになりますね。だから、そういうことでいいのかどうか。

ただ、産業会館とか古い話じゃなしに、今度新しくできる、ちょっとでも町の財政に入るようにやっぱりするためには、こういった施設、これやったら例えばここの右端に冷暖房の使用料とか書いていますけれども、そうすると本当に和室を5人利用したら、そんな安くいけるんですよ。和室でもどこでもそうなんですけれども、これが適正かどうか、私もわかりませんが、そういった面は本当にどうですか。そうでないと、これ冷暖房なんか特に高くなりますわね。だから、その辺のところをもう一遍答弁願えますか。

副議長（松本俊清君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 引き続いての答弁させていただきます。

施設の維持管理については、当然、黒字出るような施設ではございませんけれども、これからの維持管理を含めて、もう少し高いほうがいいんじゃないかというふうな御意見だと総体的には感じたんですけれども、その議論については、ほかの公共施設もありますので、総合的に、つむぎだけじゃなしに、笠置町の公共施設全体で改正するところは改正していればいいのかというふうに今考えておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それと、免除規定というのも先ほど御説明させていただいたんですけれども、住民については、広く使用料免除で受けるような形もとらせていただいているつもりでございますので、例えば集いでちょっとこういう方と話し合いしたいんやけれども貸してくれへんかというようなところは、コミュニティーの助成あたりでできるだけ認めていくような形もとらせていただきたいというふうに考えておりますので、その辺も御理解よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

副議長（松本俊清君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町外の方についての2倍という額は答弁いただいていないと思うんですけれども、ちょっと違った言い方すれば、町民の方の名前かりて町外の方が使用した場合には、町民の金額でいけるわけですね。そういうことも考えられると思うんですけれども、そういうことはあり得ないと思うんですけれども。

副議長（松本俊清君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

町外の方の2倍については、それがええか悪いかは、また御議論いただく場があるかと思

うんですが、産業振興会館も現行そうになっておりますので、余り公共施設で差が生じるということは好ましくないということで、こういう形をとらせていただいたということは先ほど御説明申し上げたところでございます。

町外使用についてでございますが、それはもう法の網をくぐるといいますか、条例の網をくぐるといいますか、そういう使い方をすれば、やはりそこは虚偽の申請ということになりますので、そこはしっかりと申請時点で把握したいと考えております。以上でございます。

副議長（松本俊清君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

建設当初に少し課長にもお伺いしたかと思うんですけれども、調理室の使用方法なんですけれども、やはりこれから地方創生にも一つ踏み込んだ流れでこの施設使われていくとは思いますが、あのときに伺った、特産品開発の調理室として使用できないのかどうかという質問をさせていただいたと思うんですが、これ本格的に動いていきます。

本当に、今、まちの中で、地方創生でも女性の方がいろいろ活躍してくれたりとか、いろんな場面がふえてきていますけれども、そういった方たちの活躍の場の一つ担える場になるというのは十分に考えられると思っておるんですけれども、この先、この調理室を保健所が許可できるような施設に変更されるようなイメージはなされているのかどうか、お聞きしたいです。

副議長（松本俊清君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

この施設の本当に一つの特化した特徴というのは、やはり、今言われたような調理室を兼ね備えているというところでございます。

想定しております調理室の使用方法ですが、現状ではここで、販売許可ですよね、いわゆる保健所の許可というのは、販売許可を得られるような調理室の機能としては、残念ながら計画当初から上がっておりません。そういう仕様にもなってございませぬが、これはあくまでイメージということでお答えさせていただければ、販売許可を得るような改修は、結構そんな何百万もかけるような値段ではなしに、そういう需要が生じたときには可能であるというふうな、これはするという、まだ時点じゃないんで誤解していただきたくないんですが、そういう改修は可能であるというふうなところは認識として持っております。以上でございます。

副議長（松本俊清君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

前向きに検討していただきたいというのが思いです。町内に向けての発信と、鍋フェスタでも調理室を希望される県外の方って多いんです。実際、やっぱり保健所の申請がおりていれば、そういう外貨も獲得できる可能性というのは大いに広がっていきます。そういうふうなイメージも持って、せっかく有意義に投資できる施設があるんですから、守備範囲を広く考えていただいて、このまちがどうやったら外貨を獲得し、まちにいてる人が自己実現していけるのかというのを、やっぱり行政として道筋をつけていていただきたいという要望を込めて、終わります。

副議長（松本俊清君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第 9 号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例制定の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、議案第 9 号、笠置町多世代交流施設設置及び管理条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより 15 分間休憩します。

休 憩 午後 2 時 0 9 分

再 開 午後 2 時 2 5 分

副議長（松本俊清君） 休憩前に引き続き再開します。

副議長（松本俊清君） 日程第 16、議案第 10 号、和解及び損害賠償額の決定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第 10 号、和解及び損害賠償額の決定の件について、提案理由を申し上げます。

平成 29 年 7 月に発生した当町の臨時職員の公用車による交通事故について和解いただく

こととなり、その和解及び損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第10号、和解及び損害賠償額の決定の件について説明させていただきます。

この事案に関しまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、笠置町長、西村典夫。

1、事故の概要。平成29年7月21日午前10時5分ごろ、企画観光課所属の臨時職員が、町内循環バス（28人乗りバス）を運転中、笠置町大字笠置小字隅田地内において、左折しようとしたところ、直進してきた町内法人事業所の軽自動車の車体前方右側に接触した。

2、損害賠償の相手方。町内法人事業所。

3、損害賠償額。50万1,984円。町と相手方の過失割合を8割対2割と認め、軽自動車の修繕料及び代車使用料等損害賠償50万1,984円を町が加入する一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の賠償共済から賠償するものであります。以上です。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第10号、和解及び損害賠償額の決定の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、議案第10号、和解及び損害賠償額の決定の件は、原案のとおり可決されました。

副議長（松本俊清君） 日程第17、議案第11号、損害賠償額の決定の件から日程第20、議案第14号、損害賠償額の決定の件までの4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第11号、損害賠償額の決定の件について、同一事由による提出ですので、第14号までの4件を一括して提案理由を申し上げます。

当町の職員の公用車による交通事故について、公用車の修理代等にかかわる損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第11号から第14号までの損害賠償額の決定の件につきまして、議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第11号、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、笠置町長、西村典夫。

議案第11号に関する事故についての説明です。

1、事故の概要。平成29年5月29日午前9時10分ごろ、企画観光課所属の臨時職員が、町内循環バス（15人乗りバス）を運転中、笠置町大字笠置小字水晶谷地内において、Uターンをするためバックしたところ、町内事業者所有の敷地内に設置された鉄柱に、車体後方左上部が接触した。

3、損害賠償額。19万7,306円。公用車の修繕費19万7,306円を町が加入する一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の賠償共済から賠償するものであります。

続いて、議案第12号、事故の概要についてです。

平成29年6月2日午後1時15分ごろ、地域包括支援センター所属の職員が、公用車を運転中、笠置町大字笠置小字栗栖地内において、利用者宅を訪問後、Uターンをするためバックしたところ、立木に車体後方が接触した。

損害賠償額は8万7,329円。公用車の修繕費8万7,329円を町が加入する一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の賠償共済から賠償するものでありま

す。

続きまして、議案第13号の事故の概要説明です。

平成29年7月18日午後4時55分ごろ、企画観光課所属の臨時職員が、町内循環バス（15人乗りバス）を運転中、笠置町大字切山小字井垣内地内において、左折しようとしたところ、側溝に車体後方左側が脱輪した。

損害賠償額は13万5,090円。公用車の修繕費13万5,090円を町が加入する一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の賠償共済から賠償するものでございます。

最後の議案第14号の事故の概要でございます。

平成29年9月13日午後5時ごろ、企画観光課所属の臨時職員が、町内循環バス（15人乗りバス）を運転中、笠置町大字切山小字小坂地内において、カーブを回ろうとしたところ、曲がりきれず、縁石に車体前方右側が接触した。

損害賠償額は4万440円。公用車の修繕費4万440円を町が加入する一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の賠償共済から賠償するものでございます。

以上、議案の説明を終わらせていただきます。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑についても、一括質疑で行います。質疑ありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

この損害賠償の件ですけれども、これ、ちょっと件数が多い発しているということで、賠償方法としてはこれで仕方ないんですけれども、この事故の再発防止対策、どういうことをやられているのか、その辺ちょっとお聞きしたい思います。

副議長（松本俊清君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問、お答えさせていただきます。

京都府の町村会で、年に一度、交通安全に関する、安全運転に関する講習会が実施されております。こちらには、新規採用職員であったり、それから今回のような事故の対象、事故を起こしてしまった職員、臨時職員の方に参加していただいて講習を受けていただいております。また、交通安全に関する研修会、昨年度でしたら自動車教習所のほうで実施されたものにも参加していただいたりしております。

特に、公用車、今回は循環バスということもございまして、たまたま利用者が乗っていな

かったことが幸いしておりますが、人身ということにもなりかねないと思っております。安全運転には、職員のほうにも十分注意して、報告するように通知をさせていただいております。

今後も、こういう研修会、講習会等に積極的に参加を促して、安全意識の向上に努めていきたいと思っております。以上です。

副議長（松本俊清君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） いろいろ講習会とかをやっておられるということやけれども、今おっしゃったのは、事故を起こした人だけじゃなしに、全員にそういう受ける機会等を与えているんですか。そこはどうですか。この事故を起こした人は、当然そういう講習を受けたということですね。それで、事故を起こしていない人、職員全員については、どのような対策をされているんですか。

副議長（松本俊清君） 総務財政課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員おっしゃいました参加者のほうですけれども、一応、町村会の講習会は日中されることが多くて、新規採用職員はもちろん全員出してもらうようにしています。それから、各課も、毎年実施されていますので、交代で参加してもらうように促しております。以上です。

副議長（松本俊清君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

議案の順に討論、採決を行います。

まず、議案第 1 1 号、損害賠償額の決定の件の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第 1 1 号、損害賠償額の決定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、議案第 1 1 号、損害賠償額の決定の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第 1 2 号、損害賠償額の決定の件の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第12号、損害賠償額の決定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、議案第12号、損害賠償額の決定の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第13号、損害賠償額の決定の件の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第13号、損害賠償額の決定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、議案第13号、損害賠償額の決定の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、損害賠償額の決定の件の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第14号、損害賠償額の決定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、議案第14号、損害賠償額の決定の件は、原案のとおり可決されました。

副議長（松本俊清君） 日程第21、議案第15号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第15号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

介護保険法第115条の45第2項第6号に規定する認知症初期集中支援事業に関する事務を相楽東部広域連合で実施するため、相楽東部広域連合の処理する事務を変更するととも

に、相楽東部広域連合規約の一部を変更するもので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施行日は、京都府知事の許可があった日でございます。御審議、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

議案第15号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件につきまして御説明申し上げます。

説明は、3ページのほうから御説明申し上げます。

この部分が本規約の新旧対照表になってございます。

まず、第4条で、広域連合の処理する事務の中で、新たに9号を加入しまして、あとは繰り下げていくというふうなところで、9号の中に「介護保険法第115条の45第2項第6号に規定する認知症初期集中支援事業の実施に関する事務」を広域連合の処理する事務とするという規定でございます。

若干、介護保険法第115条の45、何やということ認識していただきたいところは、まだ認知症になっておられない方を対象に、初期で対応していくと。いわゆる75歳以上になりますと、平均的に4人に1人は認知症と認定されない軽度の認知症の方が多くおられる、そういう方を早く発見して、早く治療して、少しでも発症をなくすとか、おくらせるというふうなところを専門的なチームによって対応していくというふうなことを広域連合の業務にするというふうな規定でございます。

続きまして、広域連合の作成する広域計画というところにもその旨を追記する必要がございますので、同じく9号を加筆しまして、「認知症初期集中支援事業の実施に関すること」ということで変更させていただきたいと考えております。

それで、次の3の表がでございます。

これが4ページでございますが、ここでは、別表で負担金の割合を定める別表第2にも新旧対照表が出てきますので、ここでは改正後の10項めというんですか、アンダーラインが引いておりますように、「認知症初期集中支援事業の実施に関する事務」というものが「経常経費」として取り扱い、「均等割」で負担金をしていくというふうなことを規定してございます。

この認知症初期集中支援事業というのは、30年4月1日から、介護保険法の改正により

まして本格実施するところがございますが、件数的にはもう、現在、3町村ともそんなに大きな大差はないということと、構成チームには専門の先生あるいは専門の社会福祉士、それから保健師等々必須でございますが、経費的には、現状では3町村、利用者数割するまでには至らないというふうなところで、均等割とさせていただいているところがございます。将来的には協議する余地があるかということ考えております。

説明は以上で終わります。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第15号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、議案第15号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件は、原案のとおり可決されました。

副議長（松本俊清君） 日程第22、議案第16号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第10号）の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第16号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額14億8,789万8,000円に歳入歳出それぞれ1,888万9,000円を加え、総額を15億678万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、土木費で、国の補正予算の成立により、笠置山線改良工事に1億1,200万円を計上、社会資本整備総合交付金事業の精査及び人件費や負担金補助及び交付金の精算にかかわる増減となっております。財源は、国庫支出金や府支出金等を充当しております。御審議いただき、承認賜りますようお願いをいたします。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。総務財政課長兼企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第16号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第10号）について、議案の説明をさせていただきます。

私のほうからは、歳入と総務財政課及び企画観光課に係る歳出予算の説明をさせていただきます。

それではまず、12ページをお願いいたします。

歳入の説明をさせていただきます。

10款地方交付税、地方交付税につきましても、普通交付税といたしまして、ほぼ額が確定してきましたので882万5,000円を増額して、合計7億5,088万7,000円といたしております。

13款国庫支出金、1項国庫負担金におきましても、社会福祉費負担金の負担金額が確定してきましたので、それに伴う増減を行い、177万9,000円を増額いたしております。

同じく、2項国庫補助金につきましても、先ほど町長の説明にもありましたように、社会資本整備総合交付金が国の補正予算で成立したことも踏まえ、それぞれ精査をさせていただきます、増減を行っております。総務費国庫補助金におきましては275万円の減額、衛生費国庫補助金につきましても、浄化槽の設置事業費交付金の基数の確定によりまして27万5,000円を減額、土木費国庫補助金につきましても854万4,000円を増額して、1億796万4,000円とするものでございます。

13ページ、3項の委託金につきましても、自衛官募集事務の委託金、中長期在留者の住所地届出等の事務委託金の確定に伴いまして増減を行い、2万7,000円を減額しております。

14款の府支出金につきましても、補助金額、交付金額が確定してまいりましたので、それぞれ精査しております。

1項府負担金、社会福祉費負担金は、国庫負担金と同じく、障害者自立支援関係の医療費事業の確定によりまして88万9,000円を増額いたしております。

2項府補助金につきましては、総務費府補助金で耐震診断等に係ります補助金の額の確定に伴いまして減額及び体制づくり交付金で100万円を増額し、53万7,000円を増額しております。民生費府補助金につきましても、補助金額の確定によりまして5万7,000円を増額。衛生費府補助金は、国庫補助金と同じく、浄化槽の設置基数の確定に

伴いまして減額を実施し、27万9,000円を減額しております。農林水産業費府補助金につきましても、農業委員会交付金や水田農業総合交付金等、額の確定に伴うもので19万6,000円をそれぞれ増額しております。

下のページ中段、3項委託金につきましては、事務処理特例交付金の額の確定に伴い、12万2,000円を減額しております。

16款寄附金87万円を指定寄附金で増額しております。12月の補正予算以降に、ふるさと納税として御寄附いただきました2件分を増額させていただき、合計7件の181万7,000円のふるさと納税がありました。

19款諸収入におきましては、宝くじ協会からの交付金や事務委託の手数料等を確定しましたので75万5,000円を減額しております。

15ページ、町債につきましては、それぞれの事業費が確定してまいりましたので、起債の総務債であったり土木債等の精査の結果、増減を行っております。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、16ページ以降の歳出について説明させていただきます。

なお、給料、職員手当、共済費等にかかわります人件費に係るものにつきましては、人事異動であったり、支給要件の変更等にかかわり精査したものでございますので、各費目につきまして説明は省略させていただきます。御了承ください。

それでは、16ページ下段、2款の総務費から説明させていただきます。

総務費、1目一般管理費の委託料、番号制度対応計画の策定委託でございしますが、事業実施、見積書等を徴取した結果、事業費の減額となり、32万4,000円を減額しております。使用料及び賃借料につきましては、パソコンリースの期間満了に伴いまして5万3,000円が減額されております。

文書広報費につきましては、ケーブルテレビで必要になります資材の購入費に需用費3万2,000円を計上いたしております。

3目財政管理費につきましては、委託料といたしまして、地方公会計制度の対応支援業務事業費の減額によりまして54万円を減額しております。積立金の87万円につきましては、歳入でも御説明させていただきましたとおり、12月以降のふるさと納税で御寄附いただきましたものを基金として積み立てるため、87万円を計上しております。

財産管理費につきましては、施設の修繕料といたしまして41万1,000円を、委託料につきましては、庁舎等施設の清掃委託料の減額によりまして4万3,000円を減額とい

たしております。

下の企画費、委託料でございます。150万円を減額しております。街なみ環境整備事業の計画策定業務を外部発注する予定でしたが、職員による内部での作成ができましたので、その分を減額させていただいております。こちらは、社会資本整備交付金の中でも減額と歳入の減額をさせていただいております。

17ページに移りまして、工事請負費500万円を減額させていただいております。12月補正におきまして、古民家再生事業を計上させていただきましたが、地方創生事業で当初予定しておりましたものからかなりの内容の変更がございまして、国のほうの交付金の支給要件と合わなくなり、補助対象から外されましたので、工事請負費としては減額させていただいております。なお、施設につきましては、賃金等で周辺環境の整備等実施をさせていただきます。

8目防災諸費につきまして、委託料及び負担金補助及び交付金の中で合計95万円を減額させていただいております。木造住宅の耐震診断士の派遣、それから耐震診断に伴いまして改修事業への補助、こちらが申し込みがございませんでしたので、減額させていただいております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

21ページ下段、6款商工費となります。

観光費の需用費の中で光熱水費、それから産業振興会館費の需用費の中の光熱水費、それぞれ使用料がふえておりまして、不足が生じてまいりますので、増額とさせていただいております。

23ページをお願いいたします。

8款消防費、常備消防費で負担金補助及び交付金12万8,000円を増額しております。相楽中部消防組合の分担金額が確定いたしましたので、不足分12万8,000円を増額させていただいております。

下段、10款公債費、公債費の元金及び次のページにまたがります利子でございますが、長期債の元金が29年度から元金償還が始まるものがございまして、その分を111万4,000円、元金で増額し、利子につきましては、借りかえ等ございまして、66万5,000円を反対に減額させていただいたものでございます。

以上、総務財政課、企画観光課所管の分について、説明を終わらせていただきます。

副議長（松本俊清君） 続きまして、税住民課長。

税住民課長（由本好史君） それでは、税住民課が所管します歳出につきまして御説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費、19節負担金補助及び交付金、京都府地方税機構負担金といたしまして212万5,000円の減額、決算見込みによる減額でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費、国庫支出金、戸籍住民登録費委託金が1,000円増額になったことによる財源の組み替えでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、9節旅費で4,000円の減額。府補助金動物管理指導費が、交付決定により4,000円の減額補正でございます。

次に、2項清掃費、1目塵芥処理費、19節負担金補助及び交付金87万9,000円増額補正。相楽東部広域連合分担金（衛生分）が増額によるものでございます。不燃物の増加によるものでございます。

次に、2目し尿処理費254万5,000円の減額補正。内容につきましては、印刷製本費で、し尿くみ取り券が安価で作成することができましたので28万4,000円の減額。広域事務組合分担金につきましては、搬入量実績によりまして3万8,000円の増額。循環型社会形成推進交付金102万8,000円の減額につきましては、7人槽の合併浄化槽の補助金2基分の減額でございます。し尿汲取業務負担金につきましては50万円の増額、決算見込みによる増額でございます。し尿汲取業務負担金（過年度分）につきましては、不要でございますので177万1,000円の減額補正でございます。以上でございます。

副議長（松本俊清君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管します歳出予算につきまして御説明申し上げます。

18ページ、お願いいたします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で300万5,000円の補正を計上しているところですが、主な事業につきましては、15節工事請負費で31万3,000円の減額をしております。つむぎてらすの工事、高度情報ネットワークと、それから電話回線の移設工事ですが、3月中の施工よりも4月からの施工というふうなことになりましたので、29で減

額し、30年度の当初で再計上しているところがございます。20節扶助費で、2段目に障害者自立支援給付費で388万8,000円増額しております。これは、現在利用いただいている障害者の共同生活支援事業の拡充のほうで、グループホームなんですけれども、そういう事業費で増額になったというのが大きな理由でございます。

19ページにまいりまして、民生費、社会福祉費の4目の老人福祉費の中では61万7,000円の減額をしているわけでございますが、この中で委託料33万5,000円増額しております。これは、福祉有償運送の事業委託で、利用者はそんなに変わっていないんですけれども、利用回数がやはりふえてきているというふうなところでございます。それから、28節の繰出金で100万7,000円の減額でございます。介護保険特別会計の繰出金で一般会計の負担分でございますが、介護給付のほうで施設と、それから地域支援事業の一時的な減額がございまして、それに伴う一般財源の繰り出しの減額でございます。

それから、20ページにまいりまして、4款衛生費、1項保健衛生費の2目の予防費で45万の減額をしてございます。これは、当初計上しておりました予防接種あるいは各種のがん検診の実施結果による減額でございます。以上でございます。

副議長（松本俊清君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 建設産業課が所管します歳出につきまして御説明いたします。

なお、職員の給与等に関するものは省略させていただきます。

21ページをごらんください。

5款農林水産業費、農業費、農業委員会費で、農業者年金業務委託手数料の増額確定によりまして、財源の組み替えを行っております。

次の農業費、農業振興費も、同じく農業振興補助金等、額の確定によります財源の組み替えでございます。

次に、林業費、林業総務費は、緑の公共事業補助金の増額確定による財源の組み替えでございます。

同じく、林業振興費は、19節負担金補助及び交付金で3万円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、森林整備地域活動支援事業の森林経営計画作成面積が当初の予定面積より減少いたしましたので、交付金を減額するものでございます。

22ページをごらんください。

7款土木費、土木管理費、土木総務費、9節旅費で1万9,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、災害査定等により普通旅費の不足が生じたので、増額

補正をしております。

次に、同じく土木費、道路橋梁費、道路維持費、13節委託料で50万円の減額補正でございます。内容につきましては、町道の維持修繕工事の設計業務費の減額でありまして、今年度行う舗装工事は複雑な工法を伴うものでなかったため、設計は担当職員が対応いたしましたので減額しております。15節工事請負費で500万円の減額補正を行っておりまして、国費交付金額の確定により、舗装修繕、道路附属物修繕の工事費をそれぞれ250万ずつ減額するものでございます。

続いて、道路橋梁費、道路新設改良費、13節委託料で50万円の減額補正でございます。内容につきましては、町道笠置有市線にかかわります登記・鑑定委託料でございます。国費交付金の決定により減額しております。なお、交付金の該当分につきましては、契約を完了して、次年度に繰り越す予定でございます。15節、工事請負費で9,200万円の補正をお願いしております。内容につきましては、町道笠置山線改良事業で、当初分として国費対象額交付金の確定によりまして2,000万円を減額しております。また、笠置山線改良事業（補正分）として、国の補正予算で追加工区の内示がございましたので、その内示に基づき1億1,200万円を増額補正するものでございます。なお、本事業も次年度に繰り越して事業を実施する予定でございます。次に、17節公有財産購入費で500万円の減額を、また22節補償、補填及び賠償金でも4,300万円の減額補正を計上しております。内容につきましては、町道笠置有市線道路改良事業にかかわる用地代及び建物補償の減額でございます。財源を国の交付金補正予算として見込んでおりましたが、防災事業に限定されたことにより、交付金の対象とされず、財源の確保ができなかったものでございます。なお、本事業につきましては、29年度で一旦減額することにはなりますが、30年度当初予算には社会資本整備総合交付金の主要な事業として要望し、財源の確保に努め、当初予算に計上する予定でございます。

続いて、道路橋梁費、橋梁維持費、13節委託料で220万円の減額補正でございます。内容につきましては、当初、交付金を使つての橋梁の補修設計業務委託を予定しておりましたが、潜没橋の補修工事に費用が予想以上に必要になってくることが見込まれたため、交付金を橋梁補修工事費に充当したことによる減額でございます。なお、減額いたしました設計業務は、30年度で実施する予定でございます。

続いて、23ページをごらんください。

住宅費、住宅管理費、13節委託料で200万円の減額補正をお願いしております。内容

につきましては、国の交付金の額の確定によるものでございまして、交付金の交付率が低かった長寿命化計画更新業務分を次年度以降の対応とし、耐震設計や次のバリアフリー化工事に交付金財源を振り分けたことにより、減額補正を行ったものでございます。15節工事請負費では650万円の減額補正でございます。内容につきましては、国の交付金額の確定により、バリアフリー化工事費と空家除去費用それぞれ減額するものでございます。なお、耐震診断業務並びにバリアフリー化工事は契約を完了し、次年度に繰り越して事業を実施する予定でございます。

最後に、24ページ、13款災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費で、災害査定確定に伴いまして起債額が確定いたしましたので、財源の組み替えを行っております。

以上、建設産業課の説明を終わります。

副議長（松本俊清君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） それでは、人権啓発課の所管します歳出について御説明いたします。

18ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の中の11節需用費、中身は消耗品費で、啓発物品の購入に係ります使用残2万円を減額しております。

続けて、19ページをお願いします。

2目社会福祉施設費の中の7節賃金につきまして、29万円を減額しております。これは、一般事務アルバイトに係ります使用残でございます。以上です。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

17ページの古民家再生事業500万円減額されていますけれども、この前、12月議会で、当初予算12月議会の補正で組み入れていました。12月から、なぜ今ごろ減額されるんですか。ここは、やはり副町長に当時お聞きしたら、急傾斜地で泊まりもできないと、これは私はだめなん違うかなと思っておったら、やはり古民家再生というの、前言っていますように、あそこは猿の遊び場とか、今、見てくださいよ、とゆがとか、それから瓦が落ちて、そして裏山はイノシシの土砂ですよ。こういったことを、旧植村邸から無償でもらって、古民家再生やるという方向だったんですけれども、こうなると、古民家再生より、今後どうされる予定ですか、これ。

本来なら、置いておけば固定資産税もらえる、そんなこともできるんですよ。なぜ、こんな事態で、12月議会で質問したことは、すぐにもう500万円減額ですよ。こんなこと、あり得ないと思うんですよ。どういう見通しの甘さというか、答弁いただけますか。

副議長（松本俊清君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問、お答えさせていただきます。

12月に計上させていただいたときに、補助金の変更申請等をさせていただいておりました。当初の予定より大きく変わりました、最低限の水回り、屋根の補修ということで申請をしておりましたが、それでは地方創生の事業としては、拠点整備としては交付対象とはならないというお答えをいただきました。最低限整備をする予定でございましたが、交付金つかない中で、なかなか事業費確保も難しいですので、今は、今現在持っております予算、賃金であったりの中で周辺の整備の分だけはさせていただこうと思っております。

新年度以降につきましても、今、30年度の事業計画を立てる中で、ここの活用、このまま埋もらせるわけにもなかなかいきませんので、周辺の整備等も含め、事業計画考えていきたいと思っております。以上です。

副議長（松本俊清君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 12月議会で言いましたように、これで4軒目ということでした。

今まで3軒とも、ほとんど使われておりません。みんな、これ町民からいただいて、結局は固定資産税も入ってこない、4軒とも固定資産税も何も入ってこない、そうして管理委託は町がやると、こういったことが本当に許されるかどうか、どうですか。

副議長（松本俊清君） 企画観光課長。

総務財政課長兼企画観光課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問です。

おっしゃっていただいたとおり、なかなかこちらの事業計画、対応の甘さというのがあったと思っております。

前の議会の中でも答弁させていただきましたように、新年度からは、それぞれの施設も活動というか運用できるように、今、整備も進めております。サテライトオフィスにつきましては、町の事業等でも利用しておりますので、そういう部分を含めていろいろと動かしていきたいと思っております。

今回、古民家再生で落とすような事態になりましたことは、今までの計画の甘さというの

は確かにあったと思っておりますので、今回の反省を踏まえて、しっかりと先を見据えて計画させていただきたいと思えます。

副議長（松本俊清君） 大倉君。

5番（大倉 博君） この件について、町長、何か発言することありましたらお願いできますか。

副議長（松本俊清君） 町長。

町長（西村典夫君） 古民家再生事業におけます植村邸の使用に関してでございます。

計画当初におきましては、植村邸を譲り受けまして、いろんな方に集ってもらったり、いろんな体験をしていただいたり、またそこに泊まっていただくような、そういう施設を整備していきたい、そういう思いで取り組んできたわけですが、急傾斜地のレッドゾーンということが判明いたしまして、宿泊施設にはそぐわない、そういうふうな判断をいたしました。

その後、具体的に植村邸をどのように活用していくのか、まだ今、検討の段階でございます。今、前田課長が言われましたように、計画の甘さがあったと、それは反省をしております。

それと、ほかの施設も全然動いていない、そういうふうなことも言われました。先ほども、朝からも、私、答弁をさせていただいた中で、企画観光課が商工観光課にさま変わりします。そういう、時間もちょっと余裕が出てくるんじゃないかと思えます。そういう時間を生かしていただきまして、今、施設をフルに稼働するような取り組みをしていただきたい、そのように考えております。

副議長（松本俊清君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第16号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第10号）の件は、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、議案第16号、平成29年度笠置町一般

会計補正予算（第10号）の件は、原案どおり可決されました。

副議長（松本俊清君） 日程第23、議案第17号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第17号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額2億7,991万6,000円に歳入歳出それぞれ228万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,762万9,000円とするものでございます。

主な内容は、拠出金の額の確定に伴い、減額補正及び基金積立金の増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 失礼いたします。

それでは、議案第17号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、歳入について説明させていただきます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目高額医療費共同事業負担金74万7,000円の減額補正。高額医療費共同事業医療費拠出金の確定によるものでございます。

次に、6款府支出金、1項府負担金、1目高額医療費共同事業負担金74万7,000円の減額補正。高額医療費共同事業医療費拠出金の確定によるものでございます。

10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金79万3,000円の減額補正。歳出の補正に伴いまして繰越金で調整をし、減額計上させていただいております。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

6款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金298万8,000円の減額。拠出金の額の確定によるものでございます。

次に、3目保険財政共同安定化事業拠出金429万9,000円の減額。拠出金の額の確定によるものでございます。

次に、8款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金500万円の補正をお願いしております。内容につきましては、国保の都道府県化に向けまして、国保財政の基盤の安定を図るため、基金積立金を歳出予算に計上するもので、可能な範囲で国民健康保険財政調整基金に積み立てを行うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ228万7,000円を減額し、総額をそれぞれ2億7,762万9,000円としております。

これで、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。
副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第17号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、議案第17号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

副議長（松本俊清君） 日程第24、議案第18号、平成29年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第18号、平成29年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ607万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,015万7,000円とするものでございます。

主な提案内容は、保険給付費の実績見込み額によります減額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

議案第18号、平成29年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件につきまして御説明申し上げます。

ページは、6ページの歳入のほうから御説明申し上げます。

町長の提案理由にもございましたように、保険給付費の減額が主な補正理由になっておりまして、それに伴って歳入が、ほぼ特定財源でございますので、それぞれに減額しているという状況でございます。

歳入につきましては、項別に述べさせていただきます。

まず、国庫支出金、国庫負担金では59万4,000円減額の4,267万9,000円、それから国庫支出金、国庫補助金では85万3,000円減の1,871万2,000円、それから支払基金交付金、支払基金交付金では144万1,000円減の6,756万6,000円の計上でございます。

それから、府支出金、府負担金につきましては61万5,000円減額の3,483万1,000円となっております。

それから、7ページにまいりまして、府支出金、府補助金では31万5,000円減額の220万1,000円の額となっております。

それから、一般会計でも先ほど御説明申し上げたところですが、繰入金、一般会計繰入金では100万7,000円の減額、これは介護給付費、それから地域支援事業繰入金となっておりますが、これはもうほぼ介護給付費、総合事業の関係ですので、介護給付費の部類に入ると思います。

それから、繰越金については差額の減額をして124万8,000円減額の1,269万2,000円というふうなところでございます。

8ページの歳出の御説明に入らせていただきます。

今、申し上げましたように、中段以降でございます。

保険給付費と、それから介護サービス等諸費、これは要介護の給付費でございます。1の居宅介護サービス給付費で160万の減額、それから3目の施設介護サービス給付費で300万の減額。これ、当初からの実績見込みで減額しているわけなんです、この減額については一時的な現象だと見込んでおります。約2名、どちらも2名程度の予測の減額があったところでございます。それで、492万3,000円減額の2億1,190万というふうな予算となっております。

それから、9ページにまいりまして、保険給付費の介護予防サービス等諸費、これは医療

支援といいますか、まだチェックリストで支援認定を受けておられない方の給付費もここに入ってくると思います。それは、その次ですね、申しわけない、認定を受けておられない方ではないです、すみません。

その介護予防サービス給付費につきましては、逆に120万の増額で870万の予算を計上させていただいたところでございます。これにつきましては、次の地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費というふうなところとの増減がございまして、介護予防・生活支援サービス事業費というのは、総合事業で今やっている取り組みでございまして、全てこちらに移行できなかった分が旧の介護予防サービスのほうで支出させていただいたというふうな流れになってございます。

介護予防・生活支援サービス事業費では、142万3,000円減額の157万2,000円の支出を見込んでございます。

それから、3款の地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業というふうな項目でございます。この中で特徴的なものが任意事業でございまして、この中では紙おむつの購入補助、それから介護者の激励金事業というのをやっておりますが、全国的な介護の会計監査がございまして、笠置町だけではないところなんです、介護者激励金については介護保険制度の適用には好ましくないというふうな、現時点では判断された事業がございまして、若干、御説明申し上げますと、この介護制度の介護者激励金は、介護給付を受けておられない方に対しての在宅介護に対する激励金であろう、それが本来の制度の趣旨であるところが、ほかの各市町村も含めて介護給付を受けた人も対象にしているところの給付が見受けられたというふうな指摘がございまして、この部分については、一般事業に移行していかなくてはならないということで、介護のほうでは減額をして、老人福祉事業として継続実施していくというふうな方向性で予算組みを立てさせていただく。それだけじゃないですけども、それが主な原因で、70万の減額をさせていただいたというふうな流れになってございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第18号、平成29年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（松本俊清君） 挙手全員です。したがって、議案第18号、平成29年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

副議長（松本俊清君） 日程第25、議案第19号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第19号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ147万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,700万2,000円とするものでございます。

主な提案内容は、保険料調定により増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（松本俊清君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 議案第19号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件につきまして御説明申し上げます。

予算書のほうは、6ページでお願いいたします。

今回の補正は、徴収する保険料、特別徴収保険料、年金から引かせていただいている保険料でございますが、その調定額が予算額を超えましたので補正させていただきます。

146万5,000円増額の2,265万9,000円、予算で執行させていただきます。

それで、それに伴って7ページでございます。

徴収した保険料は、連合へ納付させていただきますので、2款の後期高齢者医療広域連合納付金の保険料の負担金として146万5,000円増額の6,600万6,000円というふうな形の予算とさせていただきます。以上でございます。

副議長（松本俊清君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」と言う者あり)

副議長(松本俊清君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第19号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(松本俊清君) 挙手全員です。したがって、議案第19号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

副議長(松本俊清君) これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は3月13日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さんでした。

散 会 午後3時45分